

# 官報号外

昭和二十七年四月四日

## ○第十三回 参議院會議録第二十八号

昭和二十七年四月四日(金曜日)午前十時四十三分開議	昭和二十七年四月四日(金曜日)午前十時十分開議
議事日程 第二十七号	議事日程 第二十七号
(号外)	(号外)
昭和二十七年四月四日 午前十時開議	昭和二十七年四月四日 午前十時開議
第一 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名発議) (委員長報告)	第一 補助貨物損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名発議) (委員長報告)
第二 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二 國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第三 國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)	第三 國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
第四 夏時刻法を廃止する法律案(衆議院提出) (内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第四 夏時刻法を廃止する法律案(衆議院提出) (内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第五 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出) (委員長報告)	第五 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出) (委員長報告)
第六 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第六 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第七 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第七 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第八 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第八 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第九 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第九 商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第十 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第十 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第十一 戦犯者の減刑放逐に関する請願 (委員長報告)	第十一 戰犯者の減刑放逐に関する請願 (委員長報告)
第十二 統計法及び教育委員会法を定める法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第十二 統計法及び教育委員会法を定める法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第十三 在外公館の名称及び位置の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第十三 在外公館の名称及び位置の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
第十四 戦犯者の釈放等に関する請願 (委員長報告)	第十四 戦犯者の釈放等に関する請願 (委員長報告)
第十五 九州大学生体解剖戦犯の放逐に関する請願 (委員長報告)	第十五 九州大学生体解剖戦犯の放逐に関する請願 (委員長報告)
第十六 津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願 (委員長報告)	第十六 津田、長尾両駅間に簡易駅設置の請願 (委員長報告)
第十七 尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願 (委員長報告)	第十七 尻内、八木両駅間にガソリンカー運行開始の請願 (委員長報告)
第十八 小浜線に新車両および等車配置等の請願 (委員長報告)	第十八 小浜線に新車両および等車配置等の請願 (委員長報告)
第十九 長崎線に特別急行列車運行の請願 (委員長報告)	第十九 長崎線に特別急行列車運行の請願 (委員長報告)

第三〇 長崎線における雲仙号の平垣線運行の請願(委員長報告)

第三一 長崎線に姫台車、食堂車増結の請願(委員長報告)

第三二 鮮魚輸送用レノ車増設に関する請願(委員長報告)

第三三 水郡線に列車増発の請願(委員長報告)

第四五 秋田県に労災病院兼けい肺療養所設置の請願(委員長報告)

第四六 日雇労働者の救済に関する請願(委員長報告)

第四七 戰犯者の減刑放逐に関する陳情(委員長報告)

第四八 戰犯者の減刑に関する陳情(委員長報告)

第四九 戰犯者の釈放等に関する請願(委員長報告)

第五〇 九州大学生休眠割戦犯の放逐に関する陳情(委員長報告)

五一 失業対策事業資材費国庫補助増額に関する陳情(委員長報告)

五二 朝鮮半島に於ける朝鮮人民民主共和国の請願(委員長報告)

五三 東北本線大綿堀踏切の警手配置存続に関する請願(委員長報告)

五四 北九州地区國鐵主要路線にデーゼル電動列車運転開始等の請願(委員長報告)

五五 列車内に行先、駅名表示の請願(委員長報告)

五六 東北本線大綿堀踏切の警手配置存続に関する請願(委員長報告)

五七 北海道線特急列車の神戸に新駅設置の請願(委員長報告)

五八 中央線中野駅拡張工事促進に関する請願(委員長報告)

五九 小浜線小浜市遠敷地区内に新駅設置の請願(委員長報告)

六〇 長崎線中野駅拡張工事促進に関する請願(委員長報告)

六一 長崎駅構内施設拡充に関する請願(委員長報告)

六二 長崎線の複線施設に関する請願(委員長報告)

六三 長崎駅構内施設拡充に関する請願(委員長報告)

六四 山形村、小国間国営バス運転開始に関する請願(委員長報告)

六五 岩手県南鋸代町東北本線踏切をガードに切替の請願(委員長報告)

六六 津田、久慈両駅間国営バス運転開始に関する請願(委員長報告)

六七 岩手県大川町、夏井駅間の国営バス運転延長に関する請願(委員長報告)

六八 岩手県九戸郡東部および同西部両地区国営バス運転開始に関する請願(委員長報告)

六九 岩手県大川町、夏井駅間の国営バス運転延長に関する請願(委員長報告)

七〇 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。



## 官報(外)

に任命することを承認した旨回答した。

中央更生保護委員長 池田 浩三君  
会事務局少年部長

國稅局次長 正示啓次郎君  
法務府特別審査局次長

大藏省銀行局銀行課長 大月 高君  
之君

吉橋 敏雄君  
同日内閣總理大臣から、大藏省銀行局銀

行課長大月高君を第十三回国会政府の  
中大藏省銀行局銀行課長大月高君を除く)を第十三回国会政府委員に任命

した旨の通知を受領した。  
一昨二日内閣から予備審査のため左の  
議案が送付された。

特別調達資金設置令の一部を改正す  
る法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よつて議長は即日これ  
を内閣委員会に付託した。

統計報告調整法案  
同日委員長から左の報告書を提出した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命  
令に関する件に基く総理府本府及び  
地方自治庁関係諸命令の廃止に関する  
法律案可決報告書

統計法及び教育委員会法の一部を改  
正する法律案可決報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命  
令に関する件に基く通商産業省関係  
諸命令の措置に関する法律案可決報  
告書

商品取引所法の一部を改正する法律  
案可決報告書

国家公務員共済組合法の一部を改正  
する法律案可決報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の  
一部を改正する法律案可決報告書

法務委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第一号

法務委員会陳情審査報告書第一号同  
特別報告第一号

同日内閣總理大臣から、大藏省銀行局  
銀行課長大月高君を第十三回国会政府  
香賀に任命した旨の通知を受領した。

昨二日衆議院から左の議案を提出し  
た。よつて議長は即日これを委員会に  
付託した。

十勝沖地震による漁業災害の復旧資  
金の融通に関する特別措置法案

水産委員会に付託

急傾斜地帶農業振興臨時措置法案

農林委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会に  
付託した。

警察予備隊令の一部を改正する等の  
法律案

内閣委員会に付託

教職員の除去、就職禁止等に関する  
政令を廃止する法律案

ニネスコ活動に関する法律案

文部委員会に付託

地方財政法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法案

厚生委員会に付託

住宅金融公庫法の一部を改正する法  
律案

建設委員会に付託

日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約第三條に基く行政協定の  
一部に対する法律案可決報告書

実施に伴う電信電話料金法等の特例  
に関する法律案

電気通信委員会に付託

刑訴法の一部を改正する法律案  
法務委員会に付託

同日議長は、予備審査のため左の内閣  
送付案を大藏委員会に付託した。

特別調達資金設置令の一部を改正す  
る法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議  
案が送付された。よつて議長は即日こ  
れを地方行政委員会に付託した。

町村の警察維持に関する責任転移の  
時期の特例に関する法律案(河原伊  
三郎君外五名提出)

去る一日委員長から左の報告書を提出  
した。

労働委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第一号

労働委員会陳情審査報告書第一号同  
特別報告第一号

昨三日委員長から左の報告書を提出し  
た。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案可  
決報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命  
令に関する件に基く文部省関係諸命  
令の措置に関する法律案可決報告  
書

十勝沖地震による漁業災害の復旧資  
金の融通に関する特別措置案可決  
報告書

法律案可決報告書

公共工事の前拂金保証事業に関する  
法律案

建設委員会に付託

漢語委員会請願審査報告書第二号同  
特別報告第四号

法務委員会請願審査報告書第一号同  
特別報告第二号

○副議長(三木治朗君) これより本日  
の会議を開きます。

〔赤松常子君発言の許可を求む〕

○副議長(三木治朗君) 赤松常子君。

私はこの際、紛糾操作短

対策に関する緊急質問の動議を提出  
いたします。

○安井謙君 本員は赤松常子君の動議  
に賛成をいたします。

○副議長(三木治朗君) 赤松君の動議  
に御異議ございませんか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと  
認めます。よつてこれより発言を許し  
ます。赤松常子君。

〔赤松常子君答弁 拍手〕

○赤松常子君 私は、去る二月末日、  
通産省が綿紡績に対し四割といふ大  
幅な操業縮減を勧告いたしましたこと  
に關しまして、通産大臣、労働大臣及  
び大蔵大臣に対しまして、左の数点につ  
いて緊急質問をいたしたいと存じま  
す。どうぞ誠意を以て率直にお答え頂  
きたいのでござります。

この勧告は、綿紡績の需要供給を調  
整して、価格の安定を図り、延いては  
企業経営並びに従業員の生活の安定を  
目的としておりますものと理解いたし  
まして、あなたがちの措置に対しまし  
て反対をするものではございません。

大蔵に質問いたしたいのでございま  
す。

先ず第一点といいたしまして、四割の  
操業となりますが、綿紡績の今日の実  
情から見て約二割の従業員を生じております  
まして、婦人労働者二万人が三月末か  
らすでに統々と一時帰省や輸送帰省の  
方法によつて農村や漁村へ帰らせられ  
ておりますが、賃金の六〇%支給とは  
言ひながら、これは従業員にとりまし  
て誠に重大な生活問題でございます。

かような事態が予想されることがわ  
かつて、あなたがち、通産大臣は、操業縮  
減の代表的十社の昨年上半期の給  
益は百五十億円にも上り、資本金の一  
倍半に当る莫大な利潤を收めておりな  
がら、一旦操業となりますや、常日頃  
低賃金に喘いでいるおおむね二十歳に  
も足りない幼い婦人労働者に、不當に  
もその犠牲を軽んじせんとしている資本  
家的態度には、絶対に承服しがたいの  
でござります。既前におきました  
紛糾連合会の歴史でございますが、そ  
れはいずれも自主的に行われたもので  
ございました。ところが今日こうした  
大幅の操業縮減を而も公式的に政府が勧告  
したのは、今度が初めてでござります。  
操業縮減が独占禁止法に触れることが触  
れたのは、今度が初めてでございます。  
操業縮減の放慢政策の建前をとつて参り  
ました。然るに紛糾連合業に對して突如  
として今日四割操業という統制を政府  
の勧告によつて行うことになりました。  
が、これは明らかに自由党内閣が唱え  
て來た統制撤廃の建前をみずから崩し  
たところに、私は重大な意義を認める  
ものでござります。(拍手)政府は今後  
企業に對して國家的見地から統制の必  
要を感じて來たものと解釈してよろし  
くございましょうか。そこで私は通産  
大臣に質問いたしたいのでございま  
す。

紛糾連合会の歴史でございますが、そ  
れはいずれも自主的に行われたもので  
ございました。ところが今日こうした  
大幅の操業縮減を而も公式的に政府が勧告  
したのは、今度が初めてでござります。  
操業縮減が独占禁止法に触れることが触  
れたのは、今度が初めてでござります。  
操業縮減の放慢政策の建前をとつて参り  
ました。然るに紛糾連合業に對して突如  
として今日四割操業という統制を政府  
の勧告によつて行うことになりました。  
が、これは明らかに自由党内閣が唱え  
て來た統制撤廃の建前をみずから崩し  
たところに、私は重大な意義を認める  
ものでござります。(拍手)政府は今後  
企業に對して國家的見地から統制の必  
要を感じて來たものと解釈してよろし  
くございましょうか。そこで私は通産  
大臣に質問いたしたいのでございま  
す。

り、その意見を聞いた上で勧告を行なつたものであります。このいきさつについて詳しく御説明を願いたいのでございます。

次に第二点といたしまして、労働省の任務の一として、いつも時の経済並びに財政政策の悪影響が労働者に犠牲を負わせ又は労働者に負担をかける場合、つまり通産省や大蔵省の誤まれる政策のしわが労働者に押しつけられる場合に、その跡始末をいたしておるのでござりますが、ここで通産大臣は、今回の操短によって労働者に如何なる影響が及ぶかと、いう問題について、この勧告をする以前に労働大臣に対し連絡協議をし、そのしわが労働者に寄せられる程度をできるだけ緩和する方法をとられたか否かを質したいのでござります。

更に第三点といたしまして、経済安定本部の自立経済審議会の報告書による織維生産計画表の中の綿紡設備の内容を見ますと、年度末据付鍛数は、昭和二十六年度五百万鍛、二十七年度五百五十万鍛、二十八年度六百二十万鍛となつておりますまして、これが日本の自立経済のための一応の目安であつたと存じます。然るに二十八年度末六百二十万鍛に達する計画であるのに、今日すでにアウトサイダーを入れると七百万鍛に及んでいて、明らかに超過しておりますが、今日織維機械業者も全然生産をやめておりませんので、まだこれ以上に増加の一途を辿るものと考えられるのでございますが、現在織維機械の生産能力は月間二十五万乃至三十万鍛もあり、その生産を続けることなるならば、この間の調整を如何にせらるが、この点に関しまして、機械生

産に從事いたしております労働者にも大きな不安を與えておりますので、通産大臣の御意見をお伺いいたしたいと存じます。

次に労働大臣にお聞きいたしますが、第一点といたしまして、労働大臣は四割という大幅な生産の減少が若しくも綿紡労働者のストライキによつて招来されたとしたならば、かかるストライキには決して手を挙げて傍観してはいられなかつたと思ひます。然るに通産省の一片の勧告によつて四割操短がやすくと行なれ、その結果、綿紡労働者に重大な生活不安と人道問題を招いたのでござります。労働大臣は、ただ労働基準法や失業保険法さえ官僚的に遵守しておれば、それで職責を全うし得るものと考えておられるのでございましょうか。(拍手)かかる重太方操短といふ措置に対して積極的に通産大臣に申入れて、従業員のこうむる犠牲を軽減する対策を講すべきではなかつたかと存じます。かかる事情に鑑みまして、今後操短などの行われる場合には、あらかじめ労使の代表的な団体に對して連絡し、操短の真に止むを得ざる理由を納得せしめ、更には協力せしめようとする意思が政府に果しておありでございましょうか。この点を明らかにされたいのでござります。

更に英國においては、戦後、労働党内閣では、産業再建のために、労使、学識経験者を以てワーキング・パーティを組織し、これに重要な役割を果させ、よい成績を收めておりますが、今日内外の諸情勢に鑑みまして、綿紡績に対する組織的措置を講じ、官民の民主的な協力機關を設ける必要が痛感されます現在、政府はかかる必要を感じます。

第二点といたしまして、すでに四割の操短が行なわれまして以来、二万名以上に及ぶ婦人労働者が過剰となり、一トライキには決して手を挙げて傍観しても綿紡労働者のストライキによつて招來されたとしたならば、かかるストライキには決して手を挙げて傍観してはいられなかつたと思ひます。然るに通産省の一片の勧告によつて四割操短がやすくと行なれ、その結果、綿紡労働者に重大な生活不安と人道問題を招いたのでござります。労働大臣は、ただ労働基準法や失業保険法さえ官僚的に遵守しておれば、それで職責を全うし得るものと考えておられるのでございましょうか。(拍手)かかる重

大で操短といふ措置に対して積極的に通産大臣に申入れて、従業員のこうむる犠牲を軽減する対策を講すべきではなかつたかと存じます。かかる事情に鑑みまして、今後操短などの行われる場合には、あらかじめ労使の代表的な団体に對して連絡し、操短の真に止むを得ざる理由を納得せしめ、更には協力せしめようとする意思が政府に果しておありでございましょうか。この点を明らかにされたいのでござります。

更に労働基準法によつては、賃金不払いを拡大して行くような制度を労働大臣はお考へでいらっしゃいましょうか。大臣とも連絡して、その融通資金の枠を拡大して行くような制度を労働大臣お聞きいたしたいと存じます。

更に労働基準法によつては、賃金不払いの場合には雇主を処罰することによって間接的に支拂を促進させることになつておりますが、賃金によって生活をいたしております労働者にとっては、雇主を処罰いたすことよりもよりございますが、それのみでは問題の完全な解決にはなりませんので、それ以外に賃金債権を確保することが必要なのでござります。併し現状では賃金債権の仮差押にも保証金を積立てなければなりませんが、すでに賃金不拂中の労働者に保証金を積ませることは何としても無理でございますから、このよ

うな場合に保証金を積まないでも仮差押のできるよだんな措置が労働者の生活確保のために絶対に必要であると

についてどうお考へでございましょうか。お聞きいたしたいと存じます。最後に大蔵大臣にお尋ねいたします。

次に第三点として、紡績十社に対する勧告をし、その就職対策等を如何によろしくおられますか。お伺いいたしました。紡績機業者に對して、各大臣の明確なる御答弁を切に要請いたす。次第でござります。(拍手)

〔國務大臣高橋龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(高橋龍太郎君) お答えい  
たします。  
この四割の紡績の操短といふ問題では非常に誤解があるのですが、その当時私どものほうで発表し、又業者に通知をいたしました。これは業者諸君のほうは十分理解されており、間違ないのですが、この四割の操短といふのは織物の四割を操短するという意味なのであります。で、四割操短いたしまして、私どもの狙つておるところは、一ヶ月の生産を十五万桶に抑えようところのが趣意なのであります。その当時内外の需要を計算してみますといふと、大体十五万桶くらいが適当であろうかといふのであつたのであります。ところで十五万桶に抑えるのにはどうかといふのであつたのにあります。十七万七千桶になるのは、本年の一月の十七万七千桶であります。十七万七千桶を十五万桶に抑えるといふことは、実際にはどのくらいの操短になるかといふと、戦後最大の生産が挙りましたのは、本年の六月にあります。そこで十五万桶といふのは、昨年十月、十一月頃にも十五万桶しか生産されていないのであります。

こうして十五万桶といふのは、昨年五月頃に抑えるといふことは、実際にはどのくらいの操短になるのであります。十七万七千桶を十五万桶に抑えるといふことは、実際にはどのくらいの操短になるかといふと、大体十五万桶くらいが適当であろうかといふのであつたのであります。ところでおおきな操短では收まらないで、これ以上操短をするという場合には、十分にそういう点も考えて行きたいと存じます。

次に御質問の中、一昨年の六月に紡績の設備の制限が廃止されたのです。これは併し、只今御質問の中が、その当時四百五六十桶に足らなかつたのです。今日六百七十万桶くらいに増録された。これは併し、只今御質問の中が、その当時四百五十桶に足らなかつたのです。これが何と政府は、獎勵はしていないのです。(野放しにしておる)と呼ぶ者あり)のみならず私は、この二ヵ年足らずの間に七割の増録は無謀であります。そうして、大体、百七十万桶のうち百二十万桶が米綿、五十万桶が難綿、その五十万桶はまだ全部手当ができない。百七十万桶の原綿を以てしますといふと、一月のよくな十七万七千桶といふような生産を挙げます。不況を現実に見ることになりましたので、恐らく業者といふども、できていません。百七十万桶の原綿を以てしますといふと、一月のよくな十七

とを考えますといふと、この労働者諸君にも非常に悪い影響があるのであります。私は十分そういう事情は了承しておりますのでありますから、適当な措置をとつておることを私は確信するのであります。

そこで、この統制云々についてお聞きました。が、現在におきましてはして外貨資金の割当或いは電力の割当等が行われて、全面的に放任されてしまつたというのではありません。併し世界の情勢の変化に応じまして、自由主義經濟を基本といたしましても、その上に、一意国民經濟に及ぼす悪影響を回避するためには必要な措置をとるつもりであります。(ヒヤー)と呼ぶ者あり)

以上お答えいたします。(拍手)  
〔國務大臣吉武惠市君登壇、拍手〕  
○國務大臣(吉武惠市君) お答えをい  
たします。

このたびの操短に対し、労働大臣は、ストライキを放任しないで、このほうは放任するかといふ尋ねでござりますが、決して私はこの操短は好ましいものであるとは思ひませんけれども、企業が健全に保持されるといふことができます。(野放しにしておる)と呼ぶ者あり)のみならず私は、この二ヵ年足らずの間に七割の増録は無謀でありますから、この操短は止むを得ないと思つております。併し私どもの見込とが、即ち労働者に対しての、これは失業をさせない結果になるのでござりまするから、この操短は止むを得ないと思つております。併し私がこれまでのところは、この操短は止むを得ないと思つております。

今回紡績業の操短のことから、資本蓄積の結果、或いは資本蓄積を唱えます。その結果、政府として、非常に責任があるじやないか、こういう御質問でございますが、この増録の点につきましては高橋通産大臣がお答えの通りであります。政府は何も干渉いたしておりません。それどころか政府資金の計画につきまして、紡績の増録については一文の金も出しておりません。又、こういう情勢を見まして、昨年の秋から固定資産の融資につきましては四重風産業を中心として、織維産業に渡してはいましたが、紡績機械業者も紡績の状況が年々五割も増録されるようになります。

なお、この機会に、本会議で御質問がありました点で、欠席のためお答えしていよいよ点を申上げたいと思いましておるのであります。

が、こういう御質問であります。

昭和二十七年四月四日 蔵議院会議録第二十八号 山田節男君の質問に対する答弁

私は国民生活水準の維持向上が政治の根本でありますから、これを下げてまで自衛力を漸増するという考え方ばございません。日本経済の発展によつて国民生活水準を上げつつ自衛力の漸増をやろうといたしておるのであります。

又松浦清一君の、「かに」工船の出港が中止になつたから、政府はこれの損害を賠償するべきじゃないか——政府は閑知いたしております。損害賠償はいたしません。

永井純一郎氏の、外資が若し入らなければ昭和二十七年度予算は施行困難ではないかといふ御質問でござりまするが、予算をお調べになればわかるように、外資がこれだけ入つて来るからといふにしてできる、こりません。一応、予算は外資が入らなくともいろいろうつにしてできる、これが恰好になつておるのであります。又外資がこれ以上に入つて来ればそれはベター、よりいいといふことだけでございます。(拍手)

## 官報号外

○副議長(三木治朗君) 日程第一、補助貨幣損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名発議)、日程第二、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、日程第三、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院答付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼綱太郎君。

[審査報告書は都合により第三十  
三号末尾に掲載]

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案  
右の議案を発議する。

昭和二十七年三月二十八日  
発議者

小野 義夫 小林 政夫  
菊田 七平 大矢半次郎  
黒田 英雄 菊川 幸夫  
一松 定吉 下條 泰兵

参議院議長佐藤尚武殿

補助貨幣損傷等取締法臨時特例  
三年法律第六十九号)の一部を次の  
通り改正する。

目次中「第七章 雜則」を「第七  
章 雜則」に改める。  
第二條第一項第七号中「營林局(營  
林署を含む。)」を「林野庁」に改め  
る。

第七條中「施設を」の下に「無償で」  
を加える。  
第二十四條の二の次に次の二條を  
加える。

(支拂未済の給付の受給者の特例)  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

附 則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

[審査報告書は都合により第三十  
三号末尾に掲載]

国家公務員共済組合法の一部を改  
正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付  
する。

昭和二十七年三月三十一日

參議院議長 林 譲治

国家公務員共済組合法の一部を改  
正する法律案

国家公務員共済組合法(昭和二十  
九年法律第六十九号)の一部を次の  
通り改正する。

目次中「第七章 雜則」を「第七  
章 雜則」に改める。

第二條第一項第七号中「營林局(營  
林署を含む。)」を「林野庁」に改め  
る。

第七條中「施設を」の下に「無償で」  
を加える。

第二年法律第百四十八号)の規定は、  
当分の間、十円及び五円の補助貨幣  
以外の補助貨幣には適用しない。但  
し、この法律施行前の行為に対する  
罰則の適用は、この限りでない。

補助貨幣損傷等取締法(昭和二十  
九年法律第百四十八号)の規定は、  
当分の間、十円及び五円の補助貨幣  
以外の補助貨幣には適用しない。但  
し、この法律施行前の行為に対する  
罰則の適用は、この限りでない。

附 則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

この法律は、公布の日から施行す  
る。

[審査報告書は都合により第三十  
三号末尾に掲載]

国家公務員共済組合法の一部を改  
正する法律案

この法律は、公布の日から施行す  
る。

附 則  
この法律は、公布の日から施行す  
る。

○副議長(三木治朗君) 日程第一、補  
助貨幣損傷等取締法臨時特例案(小野  
義夫君外七名発議)、日程第二、国家  
公務員共済組合法の一部を改正する法  
律案、日程第三、国家公務員等の旅費  
に関する法律の一部を改正する法律  
案、(いずれも内閣提出、衆議院答付)

2 遺族給付を受ける権利を有する組員であつた者の遺族が当該種利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支拂を受けなかつたものがあるときは、第二十一條に規定する。

第五十五條に次の二項を加える。  
第三項若しくは第四項又は前項において選用する第三十四條第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、

当該傷病手当金の支給期間は、この規定期間にかかるらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

第六十四条の二第二項中「並びにその事務に要する費用」を削る。

第六十八条の二に見出しとして「(掛金等の俸給等からの差引)」を加え、同條に第二項として次のよう

に加える。

第三十七條第一項中「四千円」を六千円に改める。

第五十五條に次の二項を加える。

第三項若しくは第四項又は前項において選用する第三十四條第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、

当該傷病手当金の支給期間は、この規定期間にかかるらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

第六十九條第一項中「拂い込むもの」とする

では、第三号に掲げる費用のうち退

職給付、廢疾給付及び遺族給付の支給に関する事務に要する費用は、国庫から直接連合会に交付することができる。」に改める。

第八十三条の二の次に次の二條を加える。

(在外公館に勤務する組合員についての特例)

第八十三条の三 在外公館に勤務する組合員に対するこの法律の適用については、政令で特例を定めることができる。

2 前項の政令は、この法律の目的に合致するものでなければならぬ。

(休職者についての特例)

第八十三条の四 一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)第二十三條の規定により俸給の全部又は一部の支給を受けている者(これに準ずる者を含む)で、大蔵大臣の指定するものは、第一條第一号の規定にかわらず、これを組合員とみなす。

第七章中第八十四條の次に次の二條を加える。

(報告等の徴収及び立入検査)

第八十四条の二 大蔵大臣は、組合の保健給付についての第三十一條各号の規定による費用の負担又は支拂の適正化を図るために必要があると認めるときは、当該保健給付に係る第三十條第一項各号に掲げる

職給付、廢疾給付及び遺族給付の支給に関する事務に要する費用は、国庫から直接連合会に交付することができる。」に改める。

第八十三条の二の次に次の二條を加える。

所に立ち入り、診療簿その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

本則中第七章の次に次の二章を加える。

(罰則)

第八章 罰則

第八十四条の三 前條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十四条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を課する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため

当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されていることの證明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

1 この法律は、公布の日から施行し、第二條第二項第七号の改正規定は、昭和二十七年四月一日から、第三十一條第四号及び第三十條の改正規定は、この法律施行の日以後の療養に要した費用の支拂から、第三十六條第一項の改正規定は、昭和二十七年四月分の保育手当金から、第三十七條第一項の改正規定は、同年四月一日以降死亡した者に係る埋葬料から、第八十三条の四に係る改正規定は、昭和二十六年十一月三十日から適用する。

2 この法律施行の際改正前の国家公務員共済組合法の規定により傷病手当金の支給を受けている者で、この法律施行の際までに療養の給付又は療養費の支給期間が経過しているものについては、当該傷病手当金の支給期間は、改正後の国家公務員共済組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日からこの法律施行の日の前日までの期間とする。

但し、「在勤地」という場合は、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

第三條第二項第六号中「職員が死亡した場合」を「外国在勤の職員が死亡した場合」に改め、同項に次の二号を加える。

八 外務公務員法(昭和二十七年法律第二号)の定めるところにより休暇帰國を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

第一條第二項中「法令による公団、及び、連合国軍人等住宅公社」を削る。

第二條第一項第一号中「法令による公団の總裁又は理事長、及び、連合国軍人等住宅公社理事長」を削り、同項第二号を同項第三号として、以下一号ずつ繰り下け、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二条)第一條第四号から第五号までに掲げる職員並びに各府の長が大蔵大臣に協議し

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

1 この法律は、公布の日から施行し、第二條第二項第七号の改正規定は、昭和二十七年三月三十一日から施行する。

昭和二十七年三月三十一日  
衆議院議長 林 譲治  
参議院議長 佐藤尚武殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十四条)の一部を改正する。

第一條第二項中「法令による公団、及び、連合国軍人等住宅公社」を削る。

第二條第一項第一号中「法令による公団の總裁又は理事長、及び、連合国軍人等住宅公社理事長」を削り、同項第二号を同項第三号として、以下一号ずつ繰り下け、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二条)第一條第四号から第五号までに掲げる職員並びに各府の長が大蔵大臣に協議し

て定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

第二條第三項中「(都)については、別区の存する全地域」を「(都)特別区の存する全地域」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、「在勤地」という場合には、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

第三條第二項第六号中「職員が死亡した場合」を「外国在勤の職員が死亡した場合」に改め、同項に次の二号を加える。

八 外務公務員法(昭和二十四年法律第一号)の定めるところにより休暇帰國を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

第六條第一項中「支度料及び支度料、旅行雜費及び」に改め、同條第九項中「家財」を「住所又は居所」に改め、同條第十項中「赴任」を「赴任に伴う住所又は居所の移転」に改め、同條第十二項中「外国への出張又は赴任」を「本邦から外国への及び外国相互間の出張又は赴任」に改め、同條第十五項中「外国旅行について、」を「外國旅行のうち第四十一条第一項に規定する旅行について、」に改め、同條第十三項を同條第十四項として、以下一項ずつ繰り下け、同條第一号の次に次の二号を加える。

二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二条)第一條第四号から第五号までに掲げる職員並びに各府の長が大蔵大臣に協議し

つ繰り下げる、同條第十二項の次に次の二項を加える。

13 旅行雜費は、外國への出張又は赴任に伴う雜費について、実費額により支給する。

第十一條中「日当又は宿泊料について」を「日当又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれら旅費に相当する部分を含む。以下本條において同じ。)について」に改める。

第十六條第一項第一号イを次のよう

うに改める。

イ 内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者について

は、一等の運賃

第十六條に次の二項を加える。

3 前二項に規定する運賃及び急行料金によることが當該旅行における特別の事情のため困難である場合には、各所の長が大蔵大臣に協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

第十七條第一項第一号イ中「八級」を「十一級」に改め、同号ロ中「七級」を「十級」に改める。

第二十四條を次のように改める。

(着後手当)

第二十四條 着後手当の額は、別表第一の日當定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

第二十五條第一項第一号ハ中「これを一人とみなして」を「一人をこえることにして」、「鐵道費」と「鐵道費及び船費」に改め、同項に次の二号として次のように加える。

三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、當該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十七條各号列記以外の部分中「旅費及び」を「旅費又は」に改め、同條第一号中「範囲内の実費額」と二分の一に相当する額に改め、同條第三号中「各号の一」を「第二号又は第三号」に改める。

第二十八條第一項第三号を次のよう

うに改める。

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第一の鉄道

五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料。但し、當該移

転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第三十二條第一号中「二以上の階級」を「二階級」に改め、同号を同條第二号として、以下一号ずつ繰り下げ、同條に第一号として次のように加える。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び七級以上

の職務にある者について

ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等について

は、その階級内の上級の運賃、十五級以下十一級以上の職務

にある者については中級の運

賃、十級以下の職務にある者

については下級の運賃

ハ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、内閣総理大臣等について

は、その階級内の上級の運賃、

その他の者については下級の運賃

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、内閣総理大臣等について

は、内閣総理大臣等について

第三十九條第二項中「外國に赴任又は出張」と「本邦から外國に出張又は赴任」に改め、同條に次の二項を加える。

3 外國在勤の者が他の外國に出張又は赴任を命ぜられた場合において

の級の運賃、六級以下の職務にある者については最下級の規定にかかわらず、出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

第三十九條の次に次の二項を加える。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び七級以上

の級の運賃、六級以下の職務にある者については最下級の規定にかかわらず、出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額から、前に受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(休暇帰國の旅費)  
第四十五条の二 第三條第一項第八

号の規定により支給する旅費は、

職員の在勤地と本邦における所属

別表第一 内国旅行の旅費

一 事賃、日当、宿泊料及び食卓料

区	分	車賃(一キロメートルにつき)	日當(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
				甲 地方	乙 地方	
内閣總理	内閣總理大臣及び最高裁判所長官	八円八〇銭	四〇〇円	二〇七〇円	一六五〇円	四〇〇円
大臣等	その他の者	八円	三六〇円	一八八〇円	一五〇〇円	三六〇円
十五級の職務にある者		七円二〇銭	三三〇円	一六九〇円	一三五〇円	三三〇円
十三級及び十四級の職務にある者		六円四〇銭	二九〇円	一五〇〇円	一一〇〇円	二九〇円
十一級及び十二級の職務にある者		五円六〇銭	二五〇円	一三三〇円	一〇五〇円	二五〇円
九級及び十級の職務にある者		四円八〇銭	一一〇円	一一三〇円	八〇〇円	一一〇円
八級の職務にある者		四円四〇銭	一一〇円	一〇三〇円	七〇〇円	一一〇円
七級以下の職務にある者		四円	一八〇円	九四〇円	七五〇円	一八〇円

備考

宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給與に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

### 二 移転料

区	分	鉄道五十キロメートル未満		鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満		鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満		鉄道三百キロメートル以上千五百キロメートル未満		鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満	
		鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上二千五百キロメートル未満
内閣總理	内閣總理大臣及び最高裁判所長官	一八、〇四〇円	二〇、四六〇円	二五、三〇〇円	二八、一六〇円	四〇、〇四〇円	五一、一四〇円	六三、八〇〇円	八〇、九六〇円	一〇、九六〇円	一六、四〇〇円
大臣等	その他の者	一八、六〇〇円	二三、〇〇〇円	二五、六〇〇円	三六、四〇〇円	四七、四〇〇円	五八、〇〇〇円	七三、六〇〇円	九〇、九〇〇円	一〇、九〇〇円	一六、四〇〇円

府所在地間の往復について出張の例に準じて計算した旅費とする。

附則第四項から附則第七項までとの規定に準じて計算した旅費(着後手当及び支度料に相当する部分を除く)に相当する額を前項の旅

費に加算して支給する。

附則第四項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第四項とし、以下附則第十項までを四項す

る。

別表第一から別表第三までを次の

ように改める。

## 官 報 (号) 外

十五級の職務にある者	一四、七六〇円	一六、七四〇円	二〇、七〇〇円	一一三、〇四〇円	三二、七六〇円	四二、六六〇円	五二、一一〇〇円	六六、一四〇円
十三級及び十四級の職務にある者	一三、一一〇円	一四、八八〇円	一八、四〇〇円	一一〇、四八〇円	二九、一二〇円	三七、九二〇円	四六、四〇〇円	五八、八八〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一一、四八〇円	一三、〇二〇円	一六、一〇〇円	一七、九一〇円	二五、四八〇円	三三、一八〇円	四〇、六〇〇円	五一、五二〇円
九級及び十級の職務にある者	九、八四〇円	一一、一六〇円	一三、八〇〇円	一五、三六〇円	二一、八四〇円	二八、四四〇円	三四、八〇〇円	四四、一六〇円
八級の職務にある者	九、〇二〇円	一〇、一三〇円	一一、六五〇円	一四、〇八〇円	二〇、〇一〇円	二六、〇七〇円	三一、九〇〇円	四〇、四八〇円
七級以下の職務にある者	八、二〇〇円	九、三〇〇円	一一、五〇〇円	一一、八〇〇円	一八、一〇〇円	一一、七〇〇円	一九、〇〇〇円	三六、八〇〇円

## 備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

## 別表第一 外国旅行の旅費

内閣総理 大臣等	分		宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)		内閣総理大臣、最高裁判所長 官及び特命全權大使 その他の者
	甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	甲 地 方	乙 地 方	
十五級の職務にある者	一、七〇〇円	一、一六〇円	一、一六〇円	八、一〇〇円	六、四八〇円	五、一八〇円	三、九六〇円
十三級及び十四級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、二七〇円	四、一一〇円	一一〇、四〇円	一、八〇〇円	二、〇七〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一、五五〇円	一、一四〇円	四、六六〇円	三、一七〇円	一一〇、四〇円	一、八〇〇円	二、〇七〇円
九級及び十級の職務にある者	一、三五〇円	一、〇八〇円	四、〇五〇円	三、一七〇円	一一〇、四〇円	一、六一〇円	一、六一〇円
八級の職務にある者	一、二三〇円	九七〇円	三、六五〇円	二、九一〇円	一一〇、四〇円	一、四四〇円	一、四四〇円
七級以下の職務にある者	一、〇八〇円	八六〇円	三、一四〇円	二、五九〇円	一一〇、四〇円	一、四四〇円	一、四四〇円

## 備考

一 乙地方とは、朝鮮、台湾、沖縄及び大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域(本邦を除く。)をいう。

二 船舶又は航空機による旅行(出発又は到着の日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

## 二 移 転 料

区 分	鐵道百キロメートル 満	鐵道百キロメートル以 上五百キロメートル未 満	鐵道五百キロメートル以 上一千五百キロメートル未 満	鐵道一千五百キロメートル以 上二千五百キロメートル未 満	鐵道二千キロメートル 以上
内閣総理大臣等	特命全権大使	三五、二〇〇円	四六、二〇〇円	六三、八〇〇円	八三、六〇〇円
	その他の者	三一、一〇〇円	四一、一〇〇円	五八、〇〇〇円	七六、〇〇〇円
	十五級の職務にある者	一五、六〇〇円	二三、六〇〇円	四六、四〇〇円	六〇、八〇〇円
	十三級及び十四級の職務にある者	一〇、八〇〇円	一七、三〇〇円	三七、七〇〇円	四九、四〇〇円
	十一級及び十二級の職務にある者	一八、四〇〇円	二四、一五〇円	三三、三五〇円	五一、七〇〇円
	十級以下の職務にある者	一六、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	四八、〇〇〇円

## 備考

路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鐵道一キロメートルとみなす。

## 三 支度料及び死亡手当

区分	支 度 料						死 亡 手 当	
	甲 地 方			乙 地 方				
内閣総理大臣等	出 任	張	出 任	張	出 任	甲 地 方	乙 地 方	
	旅行期間一月 未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間三月 以上	旅行期間一月 未満	旅行期間一月 以上三月未満	旅行期間三月 以上	五百、〇〇〇円	五百、〇〇〇円
内閣総理大臣等	二八、五〇〇円	一四、五〇〇円	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
その他の者	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
十五級の職務にある者	八、一〇〇円	一〇、九〇〇円	一一、一〇〇円	一〇、九〇〇円	一一、一〇〇円	一一、一〇〇円	四、五〇〇円	四、五〇〇円
十三級及び十四級の職務にある者	四、〇九〇円	五、〇九〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
十一級及び十二級の職務にある者	一、九〇〇円	二、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円

## 官外報号

九級及び十級の職務にある者	八級の職務にある者	七級以下の職務にある者
三万六〇円	二万九〇円	一万〇〇円
四万〇〇円	三万九〇円	一萬〇〇円
五万〇〇円	四万九〇円	二萬〇〇円
六万〇〇円	五万九〇円	三萬〇〇円
七万〇〇円	六万九〇円	四萬〇〇円
八万〇〇円	七万九〇円	五萬〇〇円
九万〇〇円	八万九〇円	六萬〇〇円
一〇万〇〇円	九万九〇円	七萬〇〇円

## 備考

- 一 地域区分は、日当及び宿泊料について定める地域区分に同じ。  
二 死亡手当については、船舶による旅行中に死亡した場合には、乙地方において死亡したものとみなす。

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日以後の旅行から適用する。

2 昭和二十七年三月三十日以前に出発した旅行に対する移転料及び支度料(扶養・親族・移転料)のうちこれらの旅費に相当する部分を含むこの額については、なお、從前例による。

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました補助貨幣損傷等取締法臨時特例案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は小野義夫君外七名の発議による議員提出法案であります。御承知のとく、一円以下の補助貨幣については、取引上実際に使用される割合も少く、而も非鉄金属類に混同して誤まつて解消される場合がしばしば起りますので、今回その損傷取締につき、補助貨幣損傷等取締法の特例を設け、罰則の適用を当分の間排除しようとするものであります。本案は、質疑の後、補助貨幣等取締法の特例を設け、罰則を規定を設け、罰則の適用を当分の間排除しようとする討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきなりと決定した次第であります。

次に国家公務員共済組合法の一部を改定するべきものと決定した次第であります。次に国家公務員共済組合法の一部を改定するべきものと決定した次第であります。

## 改正する法律案について御報告申上げます。

本案の主な点を申上げますと、第一は、国家公務員共済組合の保健給付について、療養費の現金拂いは組合が必要と認めた場合に限りできることとして、医療機関の不當請求の防止のため、これらに対する検査の規定を設けようとするものであります。第二は、育手当及び埋葬料の最低額をそれぞれ四百円及び六千円に増額すると共に、給付期間経過後の傷病手当金の支給を切ることにしようとするものであります。このほか、組合員の組合に対する支拂金に関する規定等、所要の改正をしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

○副議長(三木治朗君) 本件は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

本案は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

○副議長(三木治朗君) 本件は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 本件は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

○副議長(三木治朗君) 本件は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 本件は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

## おりますものを整備し、割増について定めます。よつて両案は可決せられました。

は内国旅行の場合と權衡をとつて決定し、外國旅行の場合の燃道賃、船賃、支度料等の支給條件等の規定の整備をしようとするものであります。

本件は、質疑の後、討論探決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

先ず補助貨幣損傷等取締法臨時特例案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

夏時刻法を廃止する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十八日

參議院議長 林 讓治

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

夏時刻法を廃止する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十八日

參議院議長 佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

夏時刻法を廃止する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十八日

參議院議長 佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

夏時刻法を廃止する法律案

## 光を十分に利用する習性を養い、以て国民保健の増進に寄與すること、及び電力石炭等の重要資源の節約に資する

こと等を目的にいたしまして、昭和二十三年以来実施されて参つたものであります。施行以来四カ年の実績を顧みますると、制定当時の目的を達成するよりも、むしろ労働者、農民及び家庭の主婦等の過労の原因となり、却つて能率を低下させる虞れがある等、国民生活の実情に副わない不便な点の多さことが明らかになつて参りましたので、この法律を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、提案者の説明を認め、質疑討論を省略いたしましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

## 五〇八

○副議長(三木治朗君) 日程第五、十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第二十号木尾に掲載〕

十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年四月三日  
衆議院議長佐藤尚武殿 謙治

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業者又は水産業協同組合が昭和二十七年三月の十勝沖地震によつてその所有する漁船、漁具、水産動植物の養殖施設又は政令で定める漁業共同利用施設(以下「漁業施設」といふ。)について受けた損害の復旧に対する資金の融通について損失補償を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、農林中央金庫その他政令で定める金融機関(以下「融資機関」といふ。)が十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する水

産業協同組合の復旧のため融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするこによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和十三年三月三十一日以前のものに限る。

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定められた延滞利子を含む。)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいふ。

2 前條第一項の規定による契約に

基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同様同項の融資(以下「融資」といふ。)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第一條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資額を以て計算した金額に年四分の割合で計算した金額(以下「利率」といふ。)とする。

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行ふ場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は会員に対してする貸付)

第六條 水産業協同組合がその組合員又は会員の漁業施設の復旧のため融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は会員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率を、えへてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

結果を御報告申上げます。

先ず提案の理由を簡単に申上げま

す。去る三月四日、北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震は、その震源が北海道の襟裳岬東方七十キロの海底であつた関係もありまして、北海道に及んで、北東日本においては、波の高さ三メートルにも達する津波が数度に亘つて来襲したのであります。なお、この津波は、北海道におきましては流水時に際しておりましたので、この流水を伴つて来襲しましたために、その威力を倍加し、被害は誠に大きかつたのであります。特に水産関係におきましては、漁船、漁具、養殖施設その他の漁業施設の復旧のために融資をしておられることは、政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子の補給をする旨の契約を結ぶことができる。前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資は、この法律施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和十三年三月三十一日以前のものに限る。

第三條 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同様同項の融資(以下「融資」といふ。)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第一條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資額を以て計算した金額に年四分の割合で計算した金額(以下「利率」といふ。)とする。

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行ふ場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(水産業協同組合が組合員又は会員に対してする貸付)

第六條 水産業協同組合がその組合員又は会員の漁業施設の復旧のため融資機関から融資を受けた資金をその組合員又は会員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率を、えへてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

結果を御報告申上げます。

先ず提案の理由を簡単に申上げま

す。去る三月四日、北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震は、その震源が北海道の襟裳岬東方七十キロの海底であつた関係もありまして、北海道に及んで、北東日本においては、波の高さ三メートルにも達する津波が数度に亘つて来襲したのであります。なお、この津波は、北海道におきましては流水時に際しておりましたので、この流水を伴つて来襲しましたために、その威力を倍加し、被害は誠に大きかつたのであります。特に水産関係におきましては、漁船、漁具、養殖施設その他の漁業施設がこうむつた損害は甚大なものがあつたのであります。而も雪崩けと共に大きな損害の一部若しくは一部について補給をせず、補給すべき損失の全部若しくは一部若しくは一部について補給をせよと規定しておられましたが、既にした利子の補給若しくは又は既にした利子の補給若しくは一部若しくは一部について補給をせよと規定しておられますが、これが復旧対策につきましては真に緊急を整えておりましたその直前において、この災害をこうむつたのであります。それが復旧対策につきましては真に緊急を要するものがあります。それで、先般制定されました昨年十月のルース台風による災害の復旧に対する法律と同様の措置をとりまして、漁民の受けた損害の復旧を容易にする必要があります。かような次第でありますので、これが復旧対策につきましては真に緊急を要するものがあります。それで、先般制定されました昨年十月のルース台風による災害の復旧に対する法律と同様の措置をとりまして、漁民の受けた損害の復旧を容易にする必要があるといふのが、この法案提出の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申上げます。第一点は、政府は、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資を受けようとする者は、その者の加入する水産業協同組合に融資をするとき、その融資をすることがあります。第二点は、政府が、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資をするとき、その融資をすることがあります。第三点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の総額は六億円を限度といたし、且つそれができることを規定しております。第四点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の総額は六億円を限度といたし、且つそれができることを規定しております。

次に本法案の内容を御説明申上げます。第一点は、政府は、農林中央金庫等の融資機関が、十勝沖地震によつて漁業施設に損害を受けた漁業者若しくは水産業協同組合でその復旧のために融資をするとき、その融資をすることがあります。第二点は、この規定によつて政府が融資機関と契約を結ぶことができる融資の総額は六億円を限度といたし、且つそれができることを規定しております。



以上報告いたします。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 本案に対し討論の通告がござります。発言を許します。須藤五郎君。

(須藤五郎君登壇)

私は日本共産党を代表して只今議題となりました法案に対し反対をするものであります。そもそもボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に對する件、即ち勅令五百四十二号は封建的、中世紀的偏見を基礎にした旧憲法の醜い私生児ともいふべき緊急勅令であり、その結果買弁化した反動政府に対して広汎な委任立法を許し、ために甚だしく国民の権利を蹂躪したものであります。又新憲法第九十八条の精神からいたしましても明らかに違憲であり無効の勅令であります。この不法なる勅令五百四十二号に基き多数のボッダム政令なるものが生れ、ために国民の受けたる苦痛、取りわけ勤労階級のこうむつた犠牲は甚大なるものであります。例えは政令二百一号により公務員は争議権を奪われ、団体等規正令は、言論、結社等に對し重大なる抑圧を加え、出入国管理制度は他民族に対し非道なる彈圧を加え、又政令三百二十五号により、幾多の新聞、機関紙、刊行物は発禁の處分を受け、且つ又幾方の愛國者は逮捕投獄されたのであります。更に又食糧確保臨時措置令は農民を今日の窮状に追い込み、警察予備隊今は国民の代表機關たる国会を無視し、外国の傭兵たる日本再軍備の基礎を作ったのであります。(ノーノーと呼ぶ者あり)旧憲法の残骸たる勅令第五百四十二号の罪状は實に測り知れないものがあります。

ボッダム宣言の精神は平和と独立と民権主義を我々に要求しておるにもかかわらず、その受諾に伴い発する命令に関する件、即ち本勅令がおよそその精神と反対の方向に運営されたといふことは、何たる皮肉であります。しかしボッダム宣言の鬼兒とでも言ふべきものであります。かくのごとき勅令は占領制度が終ると同時に失効することなど国民党は理解しておるのであります。本法案は第一條においても正反対のことを規定しておるのであります。即ち第二條において、親法たる勅令五百四十二号を廃止すると明言しながら、第二條以下において巧みに正反対のことを規定しておるのであります。即ち第一條において、親法たる五百四十二号は廢されても、その子法たるボッダム諸政令は生き残つておる事を前提とし、別に法律を以て廃止又は存続に関する措置をすることを規定しております。又その措置のなされない部分は百八十日間法律として有効だという規定になつております。これは全く国民をベテンにかけるものであります。(そんなどとはないよと呼ぶ者あり)

勅令五百四十二号並びにこれに基く官署等規正令は、文部省關係諸命令の措置に関する件に基く文部省關係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院附則第三項)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。文部省員長梅原眞監君。

○副議長(三木治郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治郎君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔審査報告書は都合により第三十号〕

〔三号末尾に掲載〕

二 國民学校等において使用する教科用図書の提出に関する件  
(昭和二十一年文部省令第八号)

三 外国映画の調査等に関する件  
(昭和二十一年内務省令第三十一号)

四 外国人の著作権の調査に関する件  
(昭和二十一年内務省令第四号)

右の内閣提出案は本院においてこれ

主主義を我々に要求しておるにもかか

わらず、その受諾に伴い発する命令に

関する件、即ち本勅令がおよそその

精神と反対の方向に運営されたとい

ふ政令の題目だけを並べ、十把一からげにして、これは存続、これは廃止と至極簡単に片付けております。これで

は国民党の批判と判断の余裕を與えず、

國民がこの法案の重要性に気付く頃には、確固たる占領制度の実質的な維持と強化の態勢を整えておこうというの

が本法案であります。我々日本共産党はかかるペテン師的法案には賛成することはできないのであります。

○副議長(三木治郎君) これにて討論は終局したものと認めます。

〔これより本案の採決をいたします。〕

○副議長(三木治郎君) 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔梅原眞監君登壇、拍手〕

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十八日

衆議院議長 林 謙治

五 連合國人の著作権の使用についての調査に関する命令(昭和二十一年内務省令第七号)

第三條 この法律施行の際、旧外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する命令(昭和二十四年政令第三十四号)

月十九日全会一致で可決した教育施設

確保に関する決議の趣旨に則つてこの政令の運営に当るよう要望し、本案に賛成の意見を述べられ、結局本案は原案通り全会一致を以て可決されました。

以上を以て御報告といたします。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

【賛成者起立】

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第八、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に於ける件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案、日程第九、商品取引所法の一部を改正する法律案、(連合国人商標戦後措置令の一部)を次のように改正する。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。通商産業委員長竹中七郎君。

〔審査報告書は都合により第三十号(審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載)〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に於ける件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十二日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武

(将来存続すべき命令)  
第四條 前三條に規定する命令及び左に掲げる命令の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての效力を有するものとする。

一 兵役法廃止等に関する件(昭和二十年勅令第六百三十四号)附則第三項

二 重要産業団体令を廃止する等の勅令(昭和二十一年勅令第四百四十六号)附則第三項及び第四項

三 緩出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令(昭和二十六年政令第二百四十一号)附則第二項

四 財閥標章の使用の禁止等に関する政令(昭和二十五年政令第八号)

五 工礦業関係会社の事業報告書に関する件(昭和二十年農林省二年商工省令第三十七号)附則第三項

六 昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」ニ基ク生糸等数量報告等ニ関スル件及び昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク生糸ノ譲渡等ニ関スル件を廃止する省令(昭和二十一年商工省令農林省令第七号)附則第二項

七 昭和二十一年勅令第五百四十二号「ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒハアンチモニー地金ノ調査報告ニ関スル件(昭和二十一年商工省令第十七号)

八 鋼の調査報告に關する件(昭和二十一年商工省令第二十四号)

九 化学肥料の緊急増産に關する件(昭和二十一年商工省令第二十六号)

十 バイブ類臨時措置規則(昭和二十一年商工省令第五十五号)附則第一項  
(廃止した命令に関する経過規定)  
二十一商工省令第四十九号)

二十一商工省令第四十九号)

(廃止した命令に関する経過規定)  
二十一商工省令第四十九号)



且つ、その定款で定める登録を受けたもの」を加える。

第百二十條第一項中「決済を将来において行う売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過当な投機を防止することによつて、」を「取引所又は会員の行為がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の处分又は当該取引所の定款、業務規程若しくは受託契約準則に違反し、又は違反する虞がある場合において、」に改める。

第百二十條第一項中「決済を将来において行う売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過当な投機を防止することによつて、」を削る。第百二十條を次のよう改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ前記の例による。

#### 〔竹中七郎君登壇、拍手〕

○竹中七郎君 只今議題となりましたボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律案について、通商産業委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告いたします。本法律案は、平和條約の発効に伴い

まして、政府がボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定いたしました通商産業委員会の諸命令について検討を加えました結果、これが改正、存続、或いは廃止の措置を講じようとするものであります。

その内容を御説明申上げますと、第一に、存続する命令の改正について、第一條乃至第三條において、連合国最高司令官の指示に従い等の文字を削除しようと國人又はドイツ人の工業所有権関係の三法令に関する連合国最高司令官の指示に従い等の文字を削除しようとするものであります。第二に、将来存続すべき命令及び命令の規定について

は、第四條において、前三條の工業所有権関係の三法令及び第四條各号に掲げられてある七件の命令の規定の効力を平和條約発効後もそのまま存続させようとするものであります。この存続すべき七つの命令の規定のうち、重要な産業団体令を廃止する等の勅令附則第三項及び第四項は、統制会の清算關係についての経過規定であり、その他、兵役法廃止等に関する件附則第三項並びに輸出振興のための外貨資金の優先使用に関する政令を廃止する政令附則第二項等々の六つの命令の規定は、全部罰則に関する経過規定であります。第三に、命令の廃止については第五條に十件列記してあります。そのうち主なるものを挙げますと、連合国人の特許発明等の実施状況調査に関する命令、重要物資在庫緊急調査令、財閥標準の使用の禁止等に関する政令等々であります。これらはいずれも當時の必要に応じてそれ／＼制定されたものであります。現在ではすでにそ

ら、この際廃止しようとするものであります。

通商産業委員会におきましては、實に審議いたしました後、採決の結果、全会一致を以て本法律案は政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上簡単に御報告いたします。

次に、議題となりました商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会におきまする審議の経過と結果を御報告申上げます。

商品取引所法は、御承知の通り昭和二十五年八月から施行されていますが、その後の経過と最近の事情に鑑みまして、特に取引の安全と取引所の自治の拡充に關して若干の改正を加える必要が生じ、本改正法律の提出となつた次第であります。

本改正の骨子は次の五点であります

て、第一点として、商品取引所は会員又は商品仲買人の定員制を設け得ること、第二点として、商品仲買人の登録には商品取引所の事前の承認を必要とすること、第三点として、商品仲買人の外務員は所屬取引所の登録を受けた者に限つて売買取引の委託の勧誘をなし得ること、第四点といいたしましては、監督規定の整備を行なつてること、最後に第五点といいたしまして、特別担保金の制度を設けて、商品市場における会員相互間の取引に基く債務を共同で保証するということであります。以上が改正法律の骨子であります。

次に、本委員会の審議をおきます

「託兌金の代用証券のうちに、上場されぬ銀行株や地方株及び金融債券などは認められぬか」との間に對しまして、政府側よりは、「割引興業債券などは支障ないとと思うが、今後できるだけ改善したい」という答弁がありました。又「特別担保金は免税にならぬか」との問い合わせをして、「積立金となつている場合は、免税を考えている」

こと及び特別担保金の免税措置を講ずることを條件といたしまして賛成意見が述べられ、採決に入りましたところ、全会一致を以て本改正法律案

は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治議君) 別に御發言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。

(賛成者起立)

〔賛成者起立〕

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治議君) 别に御發言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。

(賛成者起立)

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治議君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治議君) 日程第十、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先づ委員長の御報告を求めます。経

〔審査報告書は都合により第三十二号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律案

昭和二十七年二月二十八日  
衆議院議長 林 譲治

第三條第一項中「日本人又は日本国籍と有する者。但し、この政令の施行地に住所を有する者を除く。

二 日本の国籍と日本以外の国籍と有する者。但し、この政令の施行地に住所を有する者を除く。

の二の規定により外資委員会の指定する外国人に改め、「日本人をして」と「日本人又は第二十三条の規定により外資委員会の指定する外国人をして」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号として、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削る。

第六條第四号中「社債の取得」、第六條第五号を削り、同條第六号を削る。

第六号中「連合國の占領期間中ににおいて」を「昭和二十年九月二日以後」に改め、同号を同條第五号とし、同條第七号を同條第六号とし、同條第八号中「会社その他の団体の株式若しくは持分又は利益に対する権利に係る場合は、当該会社その他の団体の財産」を削り、同号を同條第七号とし、同條第九号を削り、同條第十号中「連合國占領軍の責に帰すべき」を削り、同号を同條第八号とする。

第七條中「日本人」を「日本人又は第二十三條の二の規定により外資委員会の指定する外国人」に改める。

第九條中「日本人又は日本国の政府若しくは地方公共団体」を「日本人、日本国の政府若しくは地方公共団体又は第二十三條の二の規定により外資委員会の指定する外国人に改め、同條第一号中「第三條第一項第二号」を「第三條第一項第一号」に改め、同條第二号中「又は第二号」を削る。

第十九條第一項中「(その取得が

持分又は利益に対する権利に係る場合は、当該会社その他の団体の財産」を削る。

第二十條第一号中「て、外資委員会の認可を受けないで、同項に掲げる財産を取得し」を削る。

本則中第二十三条の次に次の一條を加える。

**第二十三条の二 この政令の規定（第七條及びこれに係る罰則の規定を除く。）は、外資委員会の指定する外国人については適用しない。**

**(外國政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正)**

第二條 外國政府の不動産に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部

第七條第三項を削り、同條第四項中「又は前項」に改め、同項を同條第三項とする。

第八條第三号中「連合國占領軍の責に帰すべき」を削る。

**〔第七條第四項〕を「第七條第三項」に改める。**

**(命令の改正に伴う経過措置)**

第三條 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、  
(将来存続すべき命令)

第七條第四項」を「第七條第三項」は改正の措置を講じようとするものでありまして、簡単にその内容を御説明いたしますと、物税令、地代家賃統制令は、内容を不变のまま当分法律

としての効力を持たしめる。それから外國人の財産取得に関する政令及び外國政府の不動産に関する権利の取得に関する政令は、一部を改正しまして、あくまで存続せしめるということです。併しながら他省の関係の政令並びに平和條約の最初の効力が発生する日以後も、法律としての効力を有するものとする。

第四條 第一條及び第二條に規定する命令並びに左に掲げる命令は、日本国との平和条約の最初の効力が発生する日以後も、法律としての効力を有するものとする。

第五條 第二十九條第一項（物税統制令（昭和二十一年勅令第一百八十八号））

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、  
(将来存続すべき命令)

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、  
(将来存続すべき命令)

その結果では、條約批准後の四年間、又はそれまでに通

### 勅令第四百四十三号)

### 地代家賃統制令（昭和二十一年附則）

内国民待遇又は最惠国待遇を與える規定であります。この趣旨に基きまして、日本と正常な外交関係を回復した国は、條約批准国は勿論、中立国その他の国も、條約批准後に於いて内国民待遇を與える措置をとつておられます。從いまして本法案に關しましては、大ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く經濟安定本部關係の指揮令の措置に関する法律案の経済安定委員会におきます審議の經過と結果を御報告申上げます。

（第七條及びこれに係る罰則の規定を除く。）は、外資委員会の指揮する財産の取得について内国民待遇を與える措置をとることとなつておられます。從いまして本法案に關しましては、たゞボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く經濟安定本部關係の指揮令の措置に関する法律案の経済

対し、日本における各種の権利について内国民待遇又は最惠国待遇を與える規定であります。この趣旨に基きまして、日本と正常な外交関係を回復した国は、北朝鮮人を結果的に差別するような状態が出るかどうか、沖縄人はどうなるかというような点であります。これには日本国籍を保有するのであるから一回り亘りまして熱心且つ綿密な審議を行いまして、この二政令所管の外務の法律が施行されないために、これが

起らることを予想される困難は、日本

と沖縄に駐留するアメリカ軍との交渉

によって、沖縄において同様の法律が

制定されることによつて解決をした

い、こうしたことあります。更に又

朝鮮人につきましては、平和條約の發効により朝鮮の独立が認められる結果

が、大韓民国政府の定めるところに

よりまして韓国籍を取得することとな

りますが、在日朝鮮人の中には

は積極的に韓国籍を取得する手続をと

らない者が相当あるようならぬもあり、

予想されるのであります。出入国管理令及び外国人登録法におきましては

便法を講じて、長く本邦に居住する善

良な朝鮮人はこの手続をとらなくとも

実質的に韓国籍を取得する者と差別を

しないようにする方針である。この法

案によつて問題となる財産取得につい

ては、現在進行中の日韓條約交渉も

若干関連をするが、同じく差別なく内

国民待遇を與えるようになつたい氣持

り、外國人の財產取扱いに関する政令

による指定の手続を下研究して善

いといふのでありました。





## 官報(号外)

名 称	位 置
在アメリカ合衆国日本國大使館 在カナダ日本國大使館 在メキシコ日本國大使館 在アルゼンティン日本國大使館 在大韓民國日本國大使館 在フィリピン日本國大使館 在オーストラリア日本國大使館 在インドネシア日本國大使館 在タイ日本國大使館 在ビルマ日本國大使館 在印度日本國大使館 在バキスタン日本國大使館 在トルコ日本國大使館 在ドイツ日本國大使館 在オランダ日本國大使館 在ベルギー日本國大使館 在フランス日本國大使館 在イタリア日本國大使館 在スペイン日本國大使館 在ウルグアイ日本國大使館 在ニユエトナム日本國大使館 在ラオス日本國大使館	アメリカ合衆國 ワシントン カナダ オタワ メキシコ メキシコ アルゼンティン ブエノス・アイレス 大韓民國 京城 フィリピン マニラ オーストラリア キャンベラ インドネシア ジャカルタ タイ バンコク ビルマ ラングーン インド ニューデリー パキスタン カラチ トルコ アンカラ ドイツ ボン オランダ ヘーグ ベルギー ブラッセル フランス パリ イタリア ローマ スペイン マドリード 連合王国 ロンドン ドミニカ シュガーホルセリオ ベルギー リマ チリ サンチャゴ ウルグアイ モンテビデオ ニユエトナム サイゴン ラオス ダイエンチアン
在カナボディア日本國公使館 在セイロン日本國公使館 在エジプト日本國公使館 在ユーベラヴィア日本國公使館 在スウェーデン日本國公使館 在ノルウェー日本國公使館 在デンマーク日本國公使館 在イスラエル日本國公使館 在ボルトガル日本國公使館 在南アフリカ連邦日本國公使館 在ニューギニア日本國總領事館 在シカゴ日本國總領事館 在サン・フランシスコ日本國總領事館 在ロス・アンゼルス日本國總領事館 在ホノルル日本國總領事館 在香港日本國總領事館 在シンガポール日本國總領事館 在カルカタ日本國總領事館 在ボンベイ日本國總領事館 在ジヌボーヴ日本國總領事館 在ニュー・オルリンズ日本國領事館 在シートル日本國領事館 在ボートランド日本國領事館 在釜山日本國領事館 在スマラバヤ日本國領事館	カンボディア プノンペン セイロン コロンボ エジプト カイロ ユーベラヴィア ベルグラード スウェーデン ストックホルム ノルウェー オスロ デンマーク コペンハーゲン イスラエル ベルヌ ヴァチカン ボルトガル リスボン 南アフリカ連邦 ブレトリア ニュー・ギニア アメリカ合衆國 シカゴ アメリカ合衆國 サン・フランシスコ アメリカ合衆國 ロス・アンゼルス アメリカ合衆國 ホノルル アメリカ合衆國 ポートランド アメリカ合衆國 ハノーバー アメリカ合衆國 サン・ペドロ 連合王国 香港 連合王国 シンガポール インド カルカタ イングランド ボンベイ スイス ジュネーブ アメリカ合衆國 ニュー・オルリンズ アメリカ合衆國 シートル アメリカ合衆國 ポートラント カナダ ヴィアンクーバー 大韓民國 釜山 インドネシア スラバヤ
この法律は、日本國との平和條約 の最初の効力発生の日から施行す る。但し、同條約の署名國のうち同 日において同條約がその國に開示効 力を生じていない國及び同條約の署 名國でない國に設置される在外公館	に關する部分については、政令で定 める日から施行する。
○徳川頼貞君 〔徳川頼貞君、拍手〕 只今議題となりました 在外公館の名稱及び位置を定める法律 案につき、外務委員会における審議の 結果と結果を御報告申上げます。 御承知のように、平和條約の効力が 発生いたしますと、我が國と關係國と の間に正常な國交が開始されるのであ りまして、そのためには設置される在外 公館の名稱と位置を定めるのがこの法 律案でございます。	政府の説明によりますと、政府はこ の法律中に、二十一の大使館、十八の 公使館、十一の總領事館、六つの領事 館設置するものであります。例えば平 和関係を回復した國について順次 設置するものであります。例えば平 和條約の最初の効力発生の日において は、その時に條約を批准している國に 設置される在外公館のみが、取りあえず 設置され、その他の國については政令



昭和二十七年四月四日 参議院会議録第二十八号 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基シ連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

五二〇

(当該第一号財産が包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該第二号財産を取得した者を含む)が当該天然果実が生じた時又は当該第二号財産に起因して取得された財産が取得された時に取得したもの(本号中「前号に掲げる財産」又は「第一号財産」とあるのをそれぞれ「本号に掲げる財産」又は「本号財産」と読み替えた場合において該当するものを含む)。

四 捕獲の検定があつた財産のうち、捕獲審査所の検定の再審査に關する法律(昭和二十七年法律第一号)の規定により連合国人に所有権が回復されたもので主務大臣が指定するもの。

五 第一号から第三号までに掲げるものの及び捕獲の検定があつた財産を除く外、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内にかかるの時において本邦内にあり、且つ、主務大臣が第十二条第二項の規定による認定の請求に基き同期間内における政府又は日本人による不当な取扱いにより侵害されたと認定した財産のうち、その侵害があつた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもので主務大臣が指定するもの。

六 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂去権

四 旧敵管埋入が選任された際、その管理に付せられた財産で第二項第一号中「日本国とする連合国とあるのを「日本との平和條約第二十五條に規定する連合国」とするのを「日本國(日本国を除く。)と読み替えた場合において、同項第五号に掲げるものに該當する法律(日本国等支配法人」という)が当該管理に付せられた時に有していたもの及び前項第二号又は第三号に掲げる財産でこれらの財産が生じ、又は取得された時に連合国等

第二條第四項第一号中「返還請求権者に」を削り、同項第三号に「及

二号、第五号及び第八号を削り、同項第七号中「財産」の下に「及

び第十二條の二第五項、第十七條第三項又は第十七條の二の規定によ

る告示があつた財産」を加え、同

号を同項第二号とし、同項第三号を同項第九号とし、同項第四号中

「第二十條第二項(同令第二十條の二項若しくは第三十一條第三項)

に改め、「通知」の下に「若しくは同令第三十二條第五項の規定による告示」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第十号ま

でとして次のように加える。

四 旧敵管埋入が選任された際、その管理に付せられた財産で第二項第一号から第三号までに掲げるものの及び捕獲の検定があつた財産を除く外、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日までの期間内にかかるの時において本邦内にあり、且つ、主務大臣が第十二

条第二項の規定による認定の請求に基き同期間内における政府又は日本人による不当な取扱いにより侵害されたと認定した財産のうち、その侵害があつた時において連合国人等であつた者が当該時において有していたもので主務大臣が指定するもの。

五 第一号から第三号までに掲げるもののうち、第八條第一項の規定により選任された管理人が管理してないもの及び日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれたもの。

六 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂去権

七 旧外貨債処理法による借換

六 年法律第二百八十九号)第六

三條第一項又は第四條の規定により元金又は利子の支拂義務について有効なものとされ

た外貨債又はその利札

八 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の

法律により土地等を收用する

ことができる公共の利益とな

る事業の用に供している土

支配法人が取得したもののが、当該法人の株式又は持分が連合國財産である株式の回復に関する政令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十

條第四項若しくは第六項規定又は第十三條第一項第一

号若しくは第五号若しくは同

條第四項の規定により回復又は返還されたことに因り連合

國人等が当該法人の經營を支

配することとなつた時に当該

法人が有してたもの

五 前項第一号から第三号までに掲げるもののうち、第八條第一項の規定により選任された管理人が管理してないもの及び日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれたもの。

六 日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金の拂去権

七 旧外貨債処理法による借換

六 年法律第二百八十九号)第六

三條第一項又は第四條の規定により元金又は利子の支拂義務について有効なものとされ

た外貨債又はその利札

八 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の

法律により土地等を收用する

ことができる公共の利益とな

る事業の用に供している土

地、建物その他の土地に定着する物件又はこれらのものに關する所有権以外の権利で主務大臣が指定するもの

第二條第五項を次のように改めること。

第三項第一号から第三号までに

及び第五号の規定の適用につ

ては、これらの号に掲げる財產である権利で時効の完成、権利

行使することができる期間の経過、権利の放棄又は退聴に因り消滅したものうち、その消滅の際本邦内にあつたものは、

消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなし、これらの号に掲げる財產である外貨債で日本外貨債処理法第二條第一項の規定により借り換えられたものとのうち、当該借換に際しその証券につき穴あけ、記載事項のまつ消

その他の該証券を無効とする行為がされたものは、消滅せず、且つ、本邦内にあるものとみなす。

四 第二條第六項中「第八号」を「第四号又は第五号」に改め、同條第八項及び第九項を削る。

五 第二條第一項中「前條第三項第五号から第七号までに掲げる財產」を削り、同條第二

条第六項中「第八号」を削り、同條第二

産以外の」を削り、同條第四項第一号を削り、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第一号とし、同項

二号を削り、同項第三号中「第三号又は第四号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項

二号を削り、同項第三号として次のように加える。

三 第二條第三項第四号に掲げる財產 当該財產について同

号の捕獲の検定があつた時

第四号中「第八号」を「第五号」に改め、同項に第三号として次のように加える。

四 第二條第四項第一号から第三号までに掲げる財產

二号を削り、同項第三号中「第三

号」に「連合國人」を「者」に改め、同号を同項第二号とし、同項

二号を削り、同項第三号として次のように加える。

五 第二條第三項第四号に掲げる財產 当該財產について同

号の捕獲の検定があつた時

第六号から第七号までに掲げる財

産の現状の調査の請求の手続及び現状の通知

第六号から第七号までに掲げる財

産の現状の調査の請求の手續及び現状の通知

第六号から第七号までに掲げる財

産の現状の調査の請求の手續及び現状の通知

第六号から第七号までに掲げる財

産の現状の調査の請求の手續及び現状の通知

第六号から第七号までに掲げる財

た者がその時において連合国人等であり、且つ、当該連合国人が当該財産をその侵害があつた時ににおいて有していた者又はその者の包括承継人であるときは、当該連合国人は、主務省令で定める手続により、主務大臣に対して、当該侵害の認定及び当該財産の現状の調査を請求することができる。但し、当該財産が第二條第三項第一号から第三号までに掲げる財産又は捕獲の検定があつた財産であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による第七條第一項第一項若しくは第二号に掲げる財産の現状の調査の請求又は前項の規定による侵害の認定及び財産の現状の調査の請求は、前二項の規定により当該請求することができる者が第二條第二項第一号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合國」とあるのを「日本国との平和條約の最初の効力発生時に同條第二十五條に規定する連合国である国」と読み替えた場合において連合国人であるときは日本国との平和條約の最初の効力発生時から九月内に、その者がその時において同條約第二十五條に規定する連合國となつたことにより連合国人となつたものであるときはその國が同條に規定する連合國となつた時から九月内に、第

4 第一項及び第二項の規定は、第二條第四項各号に掲げる財産、第二十二條の二第一項、第二項又は第四項の規定により返還請求がされた財産及び連合國財産である株式については、適用されず。

5 主務大臣は、第一項の規定により同項に規定する者から財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して当該財産の現状を通知しなければならない。

6 主務大臣は、第二項の規定により同項に規定する者から侵害の認定及び財産の現状の調査を請求されたときは、書面をもつて、その者に対して認定の結果を通知し、且つ、長書があつたと認定したときは、当該財産の現状を通知しなければならない。

7 第一項、第二項、第五項又は前項の規定による請求又は通知は、當該請求をする者が連合國の公共団体若しくはこれに準ずるもの、連合國の国籍を有する者又は連合國の法令に基づき設立された法人その他の団体であつたときは、主務大臣がそれ以前條款に規定する者の包括承継人で当該財産の返還請求權を有する者として認められたもの。

以下本項において同じ。)で連合國人であるものは、主務省令で定める手続により、主務大臣に対しても第一項但書の規定により返還請求をすることができる。

8 第一項及び第二項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

第十二條の二 第七條第四項各号に掲げる連合國財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げたる連合國財産をこれらに有する時ににおいて有していた者(その者が死亡し、又は消滅している場合には、その者がその死亡又は消滅の際日本国外の国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、日本国外の国の国籍を有する者又は日本国外の国の政府が、その者がその際その他のものであつたときは、主務大臣がそれ以前條款に規定する者の包括承継人で当該財産の返還請求權を有する者として認められたもの。

以下本項において同じ。)で連合國人であるものは、主務省令で定める手續により、主務大臣に対しても第一項但書の規定により返還請求をすることができる。

5 主務大臣は、連合國財産補償法第十五條第一項に規定する補償金支拂請求書の提出があったため第一項但書の規定により返還の請求をすることができなくなつた連合國財産があるときは、これを告示する。

6 第十二條第一項各号列記以外の部分中「返還請求権者」の下に「又は前條第四項の規定によりその者に代り連合國財産の返還を請求することができる連合國の政府」を加え、「第十四條」を「第十四條の規定により國が所有し、且つ、占有している財産の返還をする場合、同條の規定により第二條第三人であるものは、主務省令で定める手續により、主務大臣に対して、当該財産の返還を請求する」と改め、同項第二号中「且つ、」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、同項第三号中「占有者」の下に「國以外の者」を「又は」の下に「当該返還を請求した者に」を加え、「返還請求権者」を「占有者」に改め、同項第五号中「当該証券を返還請求権者」を「當該證券を返還請求権者」を「當該證券を返還請求権者」に改め、同條第六項を同條第七項に改め、同條第五項の次に次の二項を加える。

6 主務大臣は、第一項第二号の規定により財産を譲渡したときは、第七條第一項の規定により當該

昭和二十七年四月四日 参議院会議録第二十八号 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

該財産を國に無償で譲渡することを申し出た者に対しその旨を通知しなければならない。

第十四條第一項中「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の所有する財産を、返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国の政府から連合国財産で國が所有し、又は占有しているもの」に改め、同條第二項中「且つ、」と又は当該返還を請求した者に改める。

第十五條第一項中「返還請求権者」の下に又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国政府」を加える。

第十六條第一項中「返還請求権者から」と「返還請求権者又は第十二條の二第四項の規定によりその者に代り連合国財産の返還を請求することができる連合国政府」を改め、同條第六項及び第五項を削り、同條第四項及び第五項を割り、同條第六項中「又は第三項の規定による命令をしたとき」を削り、同項を同條第四項とし、同條第三項を次のように改める。

3 旧外貨債処理法による借換債、外貨債の証券の一部の有効化等

第四項まで及び第七條の規定は、第一項の規定により、旧外貨債処理法第二條第一項の規定によつて借り換えられた外貨債で当該外貨債を第七條第四項各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者又は第十二條第八項に規定する者の包括承継人が、当該借換に因り邦貨債を取得していいた者又は第十二條第八項に規定する者の包括承継人が、当該借換に因り邦貨債を取得したもののが返還された場合について準用する。この場合において、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第六條及び第七條中「第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債の証券の一部の有効化等に該返還請求権者がその時において連合国人であるときは日本国との平和条約第二十五條に規定する連合国である國」と読み替えた場合において連合国人であるとされた者は、「第七條第一項に規定する外貨債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外貨債の返還を受けた者」、「利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」又は「第七條第一項に規定する外貨債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外貨債の返還を受けた者」「第七條第二項の規定により有効なものとされる外貨債の利札」とあるのは、それぞれ「当該外貨債の返還を受けた者」「第七條第二項の規定により有効なものとされる外貨債の利札に限る。」について同項に規定する支拂を受けた者（その者に包括承継人を含む。）又は「第一項に規定する外貨債を連合國でなかつた國がその後の効力発生時から九月内に、当該返還請求権者がその時において連合国人となつたものであるときはその國が同條に規定する連合国となつたものである」ときはその國が同條に規定する連合国となつた時から九月内に、当該財産の返還の請求がされなかつたときは、当該財産の返還請求権は、消滅する。

2 第二條第二項第四号又は第五号に掲げる連合国財産の返還の請求がこれらの方の規定により主務大臣が当該財産を指定した時から九月内にされなかつたときは、当該財産を譲渡を受けた者は、当該外貨債の返還を受けた者又は当該外貨債の借換により取得された邦貨債」とあるのは、それぞれ返還を受けた者又は当該外貨債を除く。)中「借換により邦貨債

を取得した者（前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。）又は「邦貨債を取得した者」とあるのは「外貨債の返還を受けた者」と、同條第一項中「同條第五項中「同項第三号中「旧外貨債処理法に基く命令により支拂」とあるのは、「支拂」と、同條第五項中「同項第三号に規定する利子の支拂を受けた者」、「利札（第一項に規定する外貨債の利札に限る。）」

第十七條 第二條第三項第一号から第三号までに掲げる連合国財産の返還請求権者が第二條第二項第一号中「日本國との平和條約第二十五條に規定する連合國である國」とあるのを「日本國との平和條約の最初の効力発生時において同條約第二十五條に規定する連合國である國」と読み替えた場合において連合国人であるときは、これを告示する。

第十七條の二 主務大臣は、返還を要しなくなった財産の返還請求権者から連合国財産の返還の請求をしない旨の通知があつたときは、これを告示する。

第十八條 主務大臣は、第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産が第七條第二項の規定により國が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者に対し、当該告示に係る事項を通知しなければならない。

2 第七條第一項の規定により第十二條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた財産の譲渡を申し出た者は、当該告示があつたときは、主務省令で定める手続により、当該告示があつた日から一月以内に、国が当該財産を譲り受けた日以後その保全のために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支拂つて当該財産を買収することができる。

3 主務大臣は、前二項の規定により返還請求権の消滅した場合

3 第十一條の二第五項、第十七條第三項又は前條の告示があつた

財産が、当該告示があつた日ににおいて、第八條第一項の規定により選任された管理人の管理に付せられているものであるときは、当該管理人は、当該日ににおいて解任されたものとみなす。

4 第十七條第二項又は前條の告示があつた財産が第七條第四項第一号、第二号又は第四号に掲げる財産であつて、当該財産をこれらの号の区分に応じ当該各号に掲げる時において有していた者（当該財産が当該各号に掲げる時後包括承継の方法のみに因り移転した場合において当該財産を取得した者を含む。）が当該告示があつた日において有しているものであるときは、当該財産は、当該日において國庫に帰属するものとする。

第十九條の見出し中「金額」を

「金額等」に改め、同條第一項中

「第七條第四項第二号から第四

号までに掲げる財産を当該各号

を「第七條第四項第四号に掲げ

る財産を同号」に、「連合国人」

を「者」に改め、「第二十二條及

び」を削り、同條第二項中「同條

第四項」の下に「若しくは第十四

條第二項を、「申し出た者」の下

に「で國以外のもの」を加え、同

條第五項中「主務省令で定めると

ころ」を「主務省令で定める手続」に改める。

第二十條中「特別会計に属する」を「國が所有する連合國財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際當該財産の上に第二十

三條第一項の規定により消滅した権利（担保権を除く。）が存していなかつたときは」に、「返還された日」を「譲渡された日」に改め、同條に次の二項を加える。

2 第十四條第二項の規定により

國が所有する連合國財産で特別会計に属するものが返還請求権者に譲渡された場合において、当該譲渡の際當該財産の上に存していなかつたときは、当該各号の命令に係る措置により又は同條第四項の規定により返還請求権者が当該譲渡された場合においては、当該財産を譲渡した者（当該財產が第七條第二項の規定により主務大臣が譲り受けた財産であるときは、同條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務省令で定める手続により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務大臣に対する支拂われる補償金額がないときは、その者

の所屬する國と日本國との間に平和條約の効力が発生した時」と読み替えてこれらの規定を適用して算出した金額とし、以下本條において「損害額」という。が第一号に掲げる金額に満たないときは、主務大臣

は、その者に対し左の各号に掲げる金額の合計額から当該損害額を差引いた金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

第二十二條の二 第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの中の号の区分に応じて当該各号に掲げる時において有していた者が死亡せざ、又は消滅していない場合に

おいて、その者が昭和十六年十一月八日において本邦内に有していた財産について生じた損害

当該特別会計に繰り入れるものとする。

一 連合國財産補償法第五條から第十三條までの規定により算出した金額（同法第十四條の規定の適用によりその者に支拂われる補償金額がない場合においては、同法第五條、第六條、第八條、第十條及び第十一條中「補

償時（第十六條第一項又は第十四條の規定の適用により連合國財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じて当該各号に掲げる時において有していた者）又は「補償時（本條の規定の適用により連合國財産の返還等に関する政令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じて当該各号に掲げる時該當において有していた者に支拂われる補償金額がないときは、その者

の所屬する國と日本國との間

に平和條約の効力が発生した時」と読み替えた場合における同法第十四條各号に掲げる金額の合計額

二 第七條第四項各号に掲げる財産でこれらの号の区分に応じて当該各号に掲げる時において有していたものを敵國管理人が売却した際におけるその売却代金（日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれたものを除く。）の金額

前項の規定は、第七條第四項

名号に掲げる財産を当該各号に掲げる時において有していた者が死亡せざ、又は消滅していない場合に

おいて、その者に対し第一号に掲げる金額に相当する金額の支拂を請求することができる。

死亡し、又は消滅し、その者の包  
括承継人が一であつて当該包括  
承継人が死亡せず、又は消滅し  
ていない場合について準用する。  
この場合において、前項各号列  
記以外の部分中「その者が」「そ  
の者に」「有していた者の所属」  
又は「その者に対し」とあるの  
は、それぞれ「これらの者が」  
「これらの者に」「有していた  
者又はその者の包括承継人の所  
属」又は「当該包括承継人に對  
し」と、同項第一号中「有して  
いた者又はその者の包括  
承継人」又は「その者又はその  
者の包括承継人」と、同項第二  
号中「当該者」とあるのは、「當  
該者」又は「これらの者」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、第七條第四  
項各号に掲げる財産をこれらの  
号の区分に応じ当該各号に掲げ  
る時において有していた者が死  
亡し、又は消滅し、その者の包  
括承継人が二以上あつた場合及び  
これらの号に掲げる財産をこれ  
らの号の区分に応じ当該各号に  
掲げる時において有していた者  
が死亡し、又は消滅し、その者  
の包括承継人が一であつて、且  
つ、当該包括承継人が死亡し、又  
は消滅している場合について準  
用する。

4 前三項の規定の実施に關し必  
要な事項は、政令で定める。  
第一十三條第一項中「部分を除  
く。」の下に「若しくは第十四條第  
二項」を加え、同條第四項を削る。

3 日本銀行が管理する特殊財  
産の管理人に対する請求権は、  
適用しない。

4 第十七條第一項の規定は、前  
項に規定する請求権について準  
用する。この場合において、第一  
十七條第一項中「第二條第三項  
第一号から第三号までに掲げる

第二十四條第六項を削る。  
第五章中第二十六條の前に次の  
一條を加える。  
(特殊財産管理勘定に屬する資  
金の拂いもどし請求権の行使  
等)

第二十五條の一 日本銀行が管理  
する特殊財産管理勘定に屬する資  
金の拂いもどし請求権を有す  
る者は、主務省令で定める手続  
により、当該資金のうち、旧外貨  
債処理法による借換済外貨債の  
証券の一部の有効化等に関する  
法律第二條第一項に規定する外  
貨債及び同法第五條第三項に規  
定する公債の償還金及び利子で  
当該勘定に拂い込まれたものに  
相当する資金(以下第二十五條  
の三において「外貨債利拂資金  
等」という)以外のものに限  
り、その拂いもどしを日本銀行  
に対して請求することができる。

第二十五條の三 第八條第一項の  
規定により選任された連合國財  
産の管理人は、当該財産の管理  
に要する費用の支拂のため必要  
があると認めるときは、第四條  
第一項の主務大臣の許可を受けて、  
日本銀行が管理する特殊財  
産管理勘定に屬する資金のうち  
外貨債利拂資金等以外のものの  
拂いもどしを日本銀行に対して  
請求することができる。

第二十一條第二項中「第十八  
條」を「第十八條第二項」に改め、  
同條第三項中「連合國人」を「者又  
は第十二條第八項に規定するその  
者の包括承継人」に改め、同條第  
五項を次のように改める。

5 所得税法及び資產再評価法  
(昭和二十五年法律第二百十号)の  
適用については、第十三條第一  
項第三号若しくは第五号の命令  
に係る措置により又は同條第四  
項の規定により連合國財産を譲  
渡した者及び第七條第一項の規  
定により連合國財産の譲渡を申  
し出た者が第十九條第六項の規  
定により支拂を受ける金額は、  
当該財産の譲渡価額とみなし、  
第十三條第一項第二号の措置若  
しくは同條第三号若しくは第五  
み替えるものとする。

2 この政令において主務省令  
は、大蔵大臣が主務大臣である  
事項については大蔵省令とし、  
輸送大臣が主務大臣である事項  
については大蔵大臣とする。  
この政令において主務省令  
によつては運輸省令とする。  
第五十三條第七号を削る。

附則第六項を次のように改め

「当該返還請求権者又は「當  
該財産の返還」とあるのは、それ  
ぞれ「日本銀行が管理する特殊  
財産管理勘定に屬する資金の拂  
いもどし請求権を有する者」、  
「その者又は「當該資金の拂  
いもどし」と読み替えるものとす  
る。」  
(特殊財産管理勘定に屬する資  
金の拂いもどし請求権の行使  
等)

第三十一條第十項中「公債等」を  
「公債等の登録」に改める。

第三十二條第二項中「第十八  
條」を「第十八條第二項」に改め、  
同條第三項中「連合國人」を「者又  
は第十二條第八項に規定するその  
者の包括承継人」に改め、同條第  
五項を次のように改める。

第三十三條第一項中「主務大臣  
及び主務省令」を「主務大臣及  
び主務省令」に改め。

第三十四條 この政令において主  
務大臣は、第二條第三項第四号  
に掲げる財産、同項第五号に掲  
げた財産で、船舶及びこれに  
積載されている物で日本軍隊が  
昭和十六年十二月八日以後占領  
してたことがある地域又は公  
海において同号の侵害がされた  
もの並びにこれらについてする  
行為に關する事項については運  
輸大臣とし、その他の事項につ  
いては大蔵大臣とする。

第三十五條 第二項中「主務大臣  
及び主務省令」を「主務大臣及  
び主務省令」に改め。

第三十六條 この政令において主  
務大臣は、第二十三條第一項  
に存してた権利で第二十三條  
第一項の規定により消滅したも  
のを有していた者及び第十三條  
第一項第四号に係る部分に限  
る。第一項第四号の命令に係る措置  
に由つては運輸省令とする。

6 旧敵產管理人が選任された際  
その管理に付せられた財産で運  
輸大臣等支配法人が當該管理に付  
せられた時に有してたもの及び  
第二條第三項第二号又は第三  
号に掲げる財産でこれらの財産  
が生じ、又は取得された時に連  
合國等支配法人が取得したもの

のうち、当該法人の株式又は持分が旧勅令第一條第一項の規定により返還されたことに因り連合国人等が当該法人の經營を支配することとなつた時に当該法人が有していたものは、第二條第三項の規定にかかわらず、連合国財産には含まれないものとする。

附則第十二項中「あつた連合国人」を削り、附則第十四項を削り、附則第十五項中「附則第十三項」を前項に改め、同項を附則第十四項とし、以下附則第十八項までを一項ずつ繰り上げ、附則第十九項中「第三十三條第六項」を「第十三條第七項若しくは第十八條第三項」に改め、同項を附則第十八項とし、以下附則第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、附則二十四項中「第十九條第二項」を「第十九條第六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正に伴う経過規定)

第二條 この法律施行前改正前の連合国財産の返還等に関する政令

3 この法律施行前旧令第十二條の二第二項の規定によりされた財産の現状の調査の請求は、当該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項の規定により当該財産の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定によりされた財産の現状の調査の請求とみなす。

4 この法律施行前旧令第十七條第一項の規定によりされた告示は、この法律施行後は、新令第十七條の二の規定によりされた告示となる。

5 旧令第十九條から第二十一條まで、第二十二條から第二十五條までは、第二十七條、第二十九條、第三十一條第二項から第十項まで及び第三十二条の規定は、この法律施行の際新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないものがあるときは、この法律施行前旧令第十一條第一項、第二十六條第一項及び第二項、第三十一條第一項並びに第三十三條の規定は、この法律施行前主務大臣が旧令第七條第二項の規定によりこの法律施行の際新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないもの又は新令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人がこの法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定によりされた返還の請求に基づき、旧令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しない財産を譲り受けた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6 旧令の規定は、この法律施行前旧令第十二條の二第二項の規定により新令第二條第三項各号に掲げる財産に該当しない財産が返還された場合には、この法律施行後は、それぞれ新令第十二条の二第一項又は第二項の規定によりされた財産とみなす。

2 前項の場合において、同項の財産が旧令第二條第三項第八号の規定により指定された財産とみなす。

7 主務大臣は、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。旧令第十二條第一項又は第二項の規定により当該財産の返還の請求がされ、當該請求をした者がこの法律施行の際新令第十二條第一項又は第二項の規定により当該財産の返還を請求することができる者でなく、且つ、当該財産の返還がこの法律施行の際にまでにされていない場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

8 旧令第十一條の二第一項の規定により返還の請求がされ、この法律施行の際にまでに返還がされていない財産のうち、新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないものがあるときは、この法律施行直ちに、これを告示する。

9 この法律施行前旧令第十三條第一項第一号若しくは第二号の措置若しくは同令第十四條第二項、第十五條第二項第三号から第五号までの命令に係る措置により又は同様第四項、第一項若しくは第十六條第一項の規定による返還等に関する政令(以下本條において「新令」という)第十二條の二第一項の規定により財産の返還の請求がされ、当該財産の返還がこの法律施行の際にまでにされていない場合において、当該請求をした者がこの法律施行の際改正後の連合国財産の返還等に関する政令(以下本條において「新令」という)第十二條の二第一項又は第二項の規定により当該財産は第二項若しくは第十六條第一項の規定により主務大臣が譲り受けた財産で新令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しないものとのうち、この法律施行の際にまでに要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を譲り受けた日以後その保全ために要した費用の額とその法定利息の額との合計額に相当する金額を主務大臣に支拂つて当該財産を買取ることができる。

10 第八項の規定によりなおその効力を有する旧令第二十六條第一項及び第二項の規定は、前項に規定する財産で同項に規定する期間内に同項の買受がされなかつたものについては、当該期間を経過した日から適用しない。

11 主務大臣は、旧令第七條第四項各号に掲げる財産をこれらの号の区分に応じて当該各号に掲げる時に同項第五号に掲げる法人その他の団体で当該時において新令第二條第二項第一号に規定する連合国人等ではないものの又は新令第十二條第八項に規定するその者の包括承継人がこの法律施行前旧令第十二條の二第一項の規定によりされた返還の請求に基づき、旧令第二條第三項に規定する連合国財産に該当しない財産を譲り受けた場合については、この法律施行前旧令第十五号)第四條第一項の規定により没收された財産については、適用しない。

12 新令第十二條第二項及び第三項の規定は、新令附則第五項、第六項又は第九項の規定により連合国財産に含まれない財産及びこの法律施行前旧略奪品の没收及報告に関する件(昭和二十一年内務省令第二十五号)第四條第一項の規定は、連合国財産の返還等に関する件(昭和二十一年勅令第二百九十四号)第二條第一項の命令に係る措置により同令第一條第一項に規定する連合国財産の返還等に関する件(昭和二十六年政令第三百五十五号)附則第十項において準用する旧令第十九條第六項の規定により支拂われた金額について準用する。(連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令の一部改定する連合国財産に該当しないものとのうち、この法律施行の際に

に由来第十二條の二第一項の規定による返還の請求がされなかつたものがあるときは、旧令第七條第一項の規定により当該財産の譲渡を申し出た者は、主務大臣で定めた手続により、この法律施行の日から二月以内に、國が当該財産を譲り受けた日以後その保全ための手續により当該財産の譲渡を主務大臣に支拂つて当該財産を買取ることができる。

13 新令第三十二條第五項の規定は、連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令(昭和二十六年政令第三百五十五号)附則第十項において準用する旧令第十九條第六項の規定により支拂われた金額について準用する。(連合国財産の返還等に関する政令の一部改定する連合国財産に該当しないものとのうち、この法律施行の際に







四 第二十三條第六項の規定に違反して國庫に納付しなかつたとき。

第四十三條第二項中「第二十三條第一項」を「第二十三條第四項」に改める。

(連合國財産である株式の回復に関する政令の一部改正に伴う経過規定)

第六條 この法律施行前改正前の連合國財産である株式の回復に関する政令の一部改正に伴う経過規定) 第五條第一項の規定により当該株式の回復がされ、当該株式の回復がされた場合に掲げる株式に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

十二條第一項の規定により当該株式の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行後は、同項の規定により回復された株式の現状の調査の請求とみなす。

4 旧令第二十二條第一項、第二十條第三十七條までの規定は、この法律施行前旧令第十六條から第二十八條まで、第三十條、第三十一條、第三十二條第五項及び第三十五條から第三十七條までの規定は、この法律施行前旧令第十八條第四項、第十九條第一項、第二十條の二第五項又は第二十二條第三項の規定により株式が回復され、当該株式がその回復の際新令に規定する連合國財産株式若しくは子株又は新令第三十二條第一項に規定する在外会社等株式に該当しない株式であつた場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

5 旧令第二十三條(これに係る罰則の規定を含む。)の規定は、この法律施行前旧令第二十三條第一項の規定により大蔵大臣が新令に規定する連合國財産株式又は子株に該当しない株式を通知した場合については、この法律施行後も、なお、法律としての効力を有する。

6 旧令の規定は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により当該株式の回復がされ、当該請求をした者かこの法律施行前にされた連合國財産の返還等に關する命令に基く連合國財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に關する法律案

十二條第一項の規定により当該株式の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により回復された株式に該当しないものがあるときは、この法律施行後直ちに、これを告示する。

7 大蔵大臣は、この法律施行前旧令第五條第一項の規定により回復された株式を旧敵産管理法施行令第四條第一項に規定する敵産管理人、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第三條第一項第五号に規定する準敵産管理人が売却した際ににおけるその売却代金に相当する金額(当該売却代金が日本銀行の特殊財産管理勘定に拂い込まれているときは、当該法人その他の団体若しくはその者の包括承継人又は旧令第三條第一項第五号又は第二号に掲げるものを除く。)での法律の施行に伴い新令に規定する連合國財産株式又は子株でなくなつたもののうち、この法律施行の際までに旧令第五條第一項の規定による回復の請求がされなかつたものについては、回復請求権者から当該株式の回復を請求しない旨の通知があつたことに因り回復請求権者に回復することを要しないことが明らかになつた旨の新令第二十三條第一項の規定による通知が、この法律施行の日ににおいてあつたものとみなす。

8 旧令の規定は、「連合國最高司令官」と「三國」といふ三ヶ国に改め、「要求」を「請求」に改める。

9 大蔵大臣は、旧令第四條第一号又は第二号に規定する株式を當該各号の区分に応じ当該各号に規定する時において有していた改正を、当該株式は、この法律施行後は、新令第一條第一項第二号の規定により指定された株式とみなす。

2 前項の場合において、同項の株式が旧令第一條第一項第二号の規定により指定された株式であるときは、当該株式は、この法律施行の際改正後の連合國財産である株式の回復の請求がされ、当該請求をした者かこの法律施行前にされた連合國財産の返還等に關する命令に基く連合國財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に關する法律案

十二條第一項の規定により当該株式の現状の調査を請求することができる者であるときは、この法律施行前旧令第一條第一項第二号又は第二号の区分に応じ当該各号に規定する時において有していた改正を、当該株式は、この法律施行の際改正後の連合國財産である株式の回復の請求がされ、当該請求をした者かこの法律施行前にされた連合國財産の返還等に關する命令に基く連合國財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に關する法律案



<p>旧軍港市 國有財產 處理審議 會</p> <p>連合國財 產補償委 員會</p> <p>連合國財 產補償法 (昭和二十 六年法律第二百六十四號) 第十八條の規定に基く再審査の 請求を審査すること。</p>	<p>大藏大臣の諮詢に応じて、旧 軍港市転換法(昭和二十五年 法律第二百二十号)の規定に基 く旧軍用財産の處理及び普 通財産の譲渡に関する重要な 事項について調査審議すること。</p>
---	--

3 国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二條中「略奪品の沒収及び報告に関する件」を「旧略奪品の沒収及報告に関する件」に改める。

4 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「借り換えたもの」の下に、「保管者が旧外貨債処理法施行規則(昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号)第十條第一項の規定により借り換えたもの」と加える。

第七條第一項中「借り換えたもの」の下に、「保管者が旧外貨債処理法施行規則第十條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を削る。

第十二條中「第七條第一項に規

に改める。

○平沼彌太郎君登壇、拍手】  
〔平沼彌太郎君　只今上程されました  
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令  
に関する件に基く連合國財產及びドイツ  
財產關係諸命令の措置に関する法律並  
案の大蔵委員会における審議の経過並  
びに結果御報告申上げます。

本案は、日本国との平和條約第十五條及び第二十條の規定に基き、連合國財產及びドイツ財產關係のボツダム諸命令に所要の改正を加え、平和條約発効後もこれを法律として存続せしめようとするものであります。

主なる内容を申上げますと、第一に、連合國財產の返還等に関する政令についての前條第七項に規定するその者の包括承継人を含む。(以下「借換代行者」という。)に改め、「連合國財產の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定にかかるわらず」を削り、同項第四号中「当該銀行」を「當該借換代行者」に改め、「借換代行」を「當該借換代行者」に改め、「借り換えたもの」の下に、「保管者が旧外貨債処理法施行規則(昭和十八年大蔵省令、司法省令第一号)第十條第二項の規定により借り換えたもの及び質権者が同規則第十三條第一項の規定により借り換えたもの」を加え、

同條第四項から第六項まで中「第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改める。

第十一條第一項を削り、同條第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三條第一項に規定する銀行」を「借換代行者」に改める。

第十二條中「第七條第一項に規

定する銀行」を「借換代行者」に改める。

○平沼彌太郎君登壇、拍手】  
〔平沼彌太郎君　只今上程されました  
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令  
に関する件に基く連合國財產及びドイツ  
財產關係諸命令の措置に関する法律並  
案の大蔵委員会における審議の経過並  
びに結果御報告申上げます。

本案は、日本国との平和條約第十五條及び第二十條の規定に基き、連合國財產及びドイツ財產關係のボツダム諸命令に所要の改正をいたそうとするものであります。第五に、略奪品の沒収及び報告に関する件を廃止いたしまして、これに伴う経過規定を設けようとするものであります。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、大矢委員から次の修正意見が述べられました。

その一は、連合國財產上の家屋等の譲渡等に関する政令第一條の二第二項において、連合國財產の返還等に関する政令第十二條の二第四項のみを準用していますが、これでは連合國政府の代理請求手続を準用するにとどまり、不十分でありますので、請求手続の原則である同令第十二條第七項の規定をも準用し、返還請求権者は、場合によりましては、その所属する国の政府を経由して、家屋等の譲渡又は除去を請求し、又場合によりましては直接請求できるようにしてよろとするとあります。

その二は、ドイツ財產管理令第二十四條第一項中「要求」とあるのは、平和條約発効後は他の用例と同じく「請求」と改めようとするものであります。

○翻譯長(三木治朗君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたす。右御報告申上げます。(拍手)

○翻譯長(三木治朗君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたす。右御報告申上げます。本案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決するにことに賛成の諸君の起立を求めます。

○翻譯長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○翻譯長(三木治朗君) この際、日程に追加して、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出、衆議院没付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

十條の規定に基き、右の三国が日本政府に直接ドイツ財產の管理処分を委託することになりますので、これに伴うものであります。第五に、略奪品の沒収及び報告に関する件を廃止いたしまして、これに伴う経過規定を設けようとするものであります。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

次いで大野委員から、戰時中日本政府が取得した連合國財產を返還する場合に、その財產の種類によつて不公平があるから、その是正を図るよう法的措置を講せられた旨の希望を附し、油井委員から同様趣旨の希望を附してそれぞれ修正案及び修正部分を除く原案に賛成するとの意見が述べられました。

その一は、連合國財產上の家屋等の譲渡等に関する政令第一條の二第二項において、連合國財產の返還等に関する政令第十二條の二第四項のみを準用していますが、これでは連合國政府の代理請求手続を準用するにとどまり、不十分でありますので、請求手続の原則である同令第十二條第七項の規定をも準用し、返還請求権者は、場合によりましては、その所属する国の政府を経由して、家屋等の譲渡又は除去を請求し、又場合によりましては直接請求できるようにしてよろとするとあります。

その二は、ドイツ財產管理令第二十四條第一項中「要求」とあるのは、平和條約発効後は他の用例と同じく「請求」と改めようとするものであります。

○翻譯長(三木治朗君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたす。右御報告申上げます。(拍手)

○翻譯長(三木治朗君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたす。右御報告申上げます。本案全部を問題に供します。

委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決するにことに賛成の諸君の起立を求めます。

○翻譯長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○翻譯長(三木治朗君) この際、日程に追加して、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案(内閣提出、衆議院没付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。文部委員長梅原良輔君。

〔審査報告書は都合により第三十  
三号末尾に掲載〕

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれによつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月三日

衆議院議長 林 譲治

参考議院議長佐藤尚武殿

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際旧教職員の除去、就職禁止等に関する政令第五條第一項の規定の適用を受けていた者は、他の法令に別段の定ある場合を除く外、この法律施行の日において公私への恩給、年金その他手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。この場合において必要な事項は、政令で定めることとする。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

かくて質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、岩間委員から「現在の態勢が平和民主化の方向にあります」とすれば、ボツダム政令の廃止措置を講じようとする本法案には賛成するものであるが、遺憾ながら現在はすべて逆コースであり、この法案によつて審査が実施されて参った次第であります。が、平和條約が発効する暁におきましては、公職資格審査の制度も廃止されますが、ボツダム政令に基づいて実施されて来ましたこのボツダム政令による教職員の適格審査の制度も又これを終止せしめることとして、その法的措置を講じようといたすのが本案によれば、教職員の除去、就職禁止等に関する政令の規定によつて恩給その他の利益を受ける権利又は資格を失つた者は、この法律によつて、その施行の日からこれらの権利又は資格を回復することになつてゐるが、その際はどのような給與ベースを基準とするのであるか。又その予算措置如何。

2、極端な国家主義者等のように、從来教職から放逐されていた者も今後は全くその制限がなくなるわけであるが、政府はこれらの者を自由に教職に就かせて行くつもりであるか、それとも誰らが適切な制限措置をとることを考慮しているか。三、教職放逐の未解除者の現在数及びそれらの者に対する今後の処置方針等の諸点につきまして質疑が行われましたが、その詳細及びこれに対する政府当局の御答弁は、会議録に譲りたいと存じます。

承認を求めるの件、(衆議院送付)以上を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梅原良輔君 只今議題となりました教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案につきまして、文部委員会の審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

終戦以来、約百二十万に達する人々に対しまして、いわゆる教職員の適格審査が実施されて参った次第であります。が、平和條約が発効する暁におきましては、公職資格審査の制度も廃止されますが、ボツダム政令に基づいて実施されて来ましたこのボツダム政令による教職員の適格審査の制度も又これを終止せしめることとして、その法的措置を講じようといたすのが本案によれば、教職員の除去、就職禁止等に関する政令の規定によつて恩給その他の利益を受ける権利又は資格を失つた者は、この法律によつて、その施行の日からこれらの権利又は資格を回復することになつてゐるが、その際はどのような給與ベースを基準とするのであるか。又その予算措置如何。

2、極端な国家主義者等のように、從来教職から放逐されていた者も今後は全くその制限がなくなるわけであるが、政府はこれらの者を自由に教職に就かせて行くつもりであるか、それとも誰らが適切な制限措置をとることを考慮しているか。三、教職放逐の未解除者の現在数及びそれらの者に対する今後の処置方針等の諸点につきまして質疑が行われましたが、その詳細及びこれに対する政府当局の御答弁は、会議録に譲りたいと存じます。

力が著しく劣つてゐる都道府県の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

〔審査報告書は都合により第三十  
三号末尾に掲載〕

○副議長(三木治郎君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。建設委員長廣瀬與兵衛君。

〔審査報告書は都合により第三十  
三号末尾に掲載〕

○副議長(三木治郎君) 別に御発言も

なければ、「これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。

参議院議長佐藤尚武殿

特種土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法

(目的)

第一條 この法律は、特殊土じよう

地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによつて、

特殊土じよう地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(事業の実施)

第四條 前條第一項の事業計画に基

く事業は、この法律に定めるもの

の外、当該事業に関する法律(こ

れに基く命令を含む。)の規定に

従い、国、地方公共団体その他の

道府県知事に通知するものとする。

(特殊土じよう地帯対策審議会の

設置及び権限)

第五條 この法律の規定によりそ

の権限に属せしめられた事項その他

特殊土じよう地帯における災害防

除及び農地改良に関する重要な事項

を調査審議するために、總理府に

特殊土じよう地帯対策審議会(以

下「審議会」という。)を置く。

審議会は、特殊土じよう地帯に

おける災害防除及び農地改良に関する重要な事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に

官報 (号外)

37

- 対し、意見を申し出ることができます。
- (審議会の組織等)  
第六條 審議会は、左に掲げる者に  
つき、内閣總理大臣が任命する委  
員十九人以内で組織する。
- 一 地方自治局次長  
二 大蔵事務次官  
三 農林事務次官  
四 運輸事務次官  
五 建設事務次官  
六 経済安定本部副長官  
七 都道府県知事 一人  
八 都道府県議會議長 一人  
九 市町村長 二人  
十 市町村議會議長 二人  
十一 学校教育法(昭和二十一年  
法律第二十六号)又は旧大学令  
(大正七年勅令第三百八十八号)  
による大学の教授 二人  
十二 農業者の団体を代表する者  
三人以内
- 2 前項第七号から第十二号までに  
掲げる者につき任命された委員の  
任期は、二年とする。但し、補欠  
の委員の任期は、前任者の残任期  
間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互  
選により選任する。
- 4 会長は、会務を總理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長  
があらかじめ指名する委員が、そ  
の職務を代行する。
- 6 専門の事項を調査審議させるた  
めに、審議会に、専門委員を置く  
ことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関の職  
員及び学識経験を有する者の中か  
ら、審議会の推薦に基いて、内閣  
総理大臣が任命する。

- 8 委員及び専門委員は、非常勤と  
する。
- 9 前各項に定めるものを除く外、  
審議会の事務をつかさどる機関並  
びに審議会の議事及び運営に関し  
必要な事項は、政令で定める。
- (資料の提出請求等)  
第七條 審議会は、第五條第一項に  
規定する事項の調査審議に關し必  
要があるときは、関係のある行政  
機関、地方公共団体その他の者に  
對し、資料の提出を求め、又は報  
告をさせることができる。
- (関係地方公共団体等の意見の申  
出)  
第八條 関係地方公共団体その他の  
者は、第三條第一項の事業計画に  
關し、審議会に對して意見を申し  
出ることができる。
- (国の予算への経費の計上)  
第九條 政府は、毎年度、国の財政  
の許す範圍内において、第三條第  
一項の事業計画を実施するために  
必要な経費を予算に計上しなけれ  
ばならない。

- (特別な助成)  
第十條 国は、第三條第一項の事業  
計画による事業を行う地方公共團  
体その他の者に対し、地方財政法  
(昭和二十三年法律第二百九号)第十  
六條(補助金の交付)の規定に基く  
補助金を交付し、必要な資金を融  
通し、又は、あつ旋し、その他必要  
と認める措置を講ずることができ  
る。
- 2 国は、国有財産法(昭和二十三  
年法律第七十三号)第二十二條(無  
償貸付)又は第二十八條(譲與)の  
規定にかかるわらず、第三條第一項  
の事業計画による事業を行う地方

- ・公共団体その他の者に対し、その  
事業の用に必要な普通財産を無償  
で貸し付け、又は譲與することができます。
- 附 則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。
- 2 この法律は、昭和三十一年三月  
三十一日限りその効力を失う。
- 3 総理府設置法(昭和二十四年法  
律第二百二十七号)の一部を次のよ  
うに改正する。

- 第十五條第一項の表中積雪寒冷  
單作地帶振興対策審議会の項の次  
に次の一項を加える。
- |           |  |
|-----------|--|
| 特殊土じょう地帯  | 災害防除及び振興   |
| 特殊土じょう、地帯 | 臨時措置法(昭和<br>二十七年法律第<br>号)の規定に<br>依り、その権限に屬<br>せしめられた事項 |

- 廣瀬與兵衛君 只今議題となりまし  
た公営住宅法第六條の規定に基き、承  
認を求めるの件について、建設委員会  
の審議の経過並びに結果を御報告いた  
します。
- 本件は、公営住宅法第六條の規定に基  
き、昭和二十七年度から昭和二十九  
年度までの第一期公営住宅建設三ヵ年  
計画の大綱の承認を求めるものであり  
ます。本件公営住宅建設三ヵ年計画の  
内容は、別紙で御承知の通り、第一、  
二種は木造とする。第三、建築面積に  
は第一種公営住宅を総戸数の七五%,  
第二種二五%とする。第一種は木造  
三ヵ年における建設戸数は十八万戸  
とする。第二、その種別及び構造別  
に關連して、この種の数々年計画を  
作成するとすれば、他の公共事業につ  
いても同様にその必要があるのでな  
いかとの質問もありました。なお本件  
については各種共同施設を必要に応じて

別紙第一期公営住宅建設三ヵ年計画

について、承認を求める。

第一期公営住宅建設三ヵ年計画

昭和二十七年度から昭和二十九年

度までの第一期公営住宅建設三ヵ年  
計画を次の通り定める。

1 公営住宅一八〇、〇〇〇戸を建  
設する。

2 右の種別及び構造別内訳は左の  
通りとする。

3 第一種公営住宅

木 造 七二、〇〇〇戸

各種耐火構造 六三、〇〇〇戸

第二種公営住宅 木 造 四五、〇〇〇戸

三、公営住宅の建設にあわせて兒童  
遊園、共同浴場、集会所及び管理  
事務所を必要に応じて建設する。

4 計画は三ヵ年間に実現できるか

といふ点でありまして、これについて  
は特に建設大臣の答弁が求められまし  
た。建設大臣は「本年度予算による建  
設は二万五千戸、残余は一ヵ年間に建  
設する計画である。併しながら、本年  
度分につきまして、既定予算だけに  
とどめるものにあらず、今後歳入の自  
然増収のときには予算の補正を  
要望して建設戸数の増加に努める。又  
これについては建設の年次計画を定め  
る慣例によらず、計画の伸縮性を持た  
せたもので、今後維持費の設定も考慮  
して、でき得る限り計画の達成確保に  
努める」旨の答弁がありました。又本  
件に關連して、この種の数々年計画を

作成する

いとも同様にその必要があるのでな  
いかとの質問もありました。なお本件  
については、從来融資住宅の建設に置



〔岡田信次君登壇、拍手〕

○岡田信次君 只今上程になりました

日程第二十より第四十一までの請願につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会におきましては、個々の審議に先だまして、民営バスと国営バスとの関係及び国営バスの運営について

運輸大臣の所見を質しましたところ、

運輸大臣より、民営たると國営たるとを問わず、既存バスがある同一路線に

対し新規免許の許可申請があつた場合

は、無用の競争を避くるため、既存業者に誠意がないときは別として、既存業者に不備の点があれば必ずそれを改善させ、民衆の利便に応するように指導監督していくが、既存業者が如何に努力してもなお且つ一業者だけで運び切れないほど旅客の多いような場合には、新規免許の出願者にも許可するよ

うにしておる。又国営バスに関する運輸省の基本的な考え方としては、国営バスは日本国有鉄道法に規定されてお

る通り、国有鉄道に関連するものに限

られておるのであつて、要約すれば、

国鉄線の代行或いは先行、短縮若しくは延伸という見地から考えて行きた

い。次に民営バスと国営バスが競合する路線については、道路運送法で、民

営バスのみならず、国営バスにつきま

して、運転系統であるとか、運転回数、或いは運賃とかいふものを、運転回数、或いは運賃とかいふものを、運転回数、或いは運賃とかいふものを、運転回

大臣の認可事項として、この両者を平等に監督することになつておるので、

決して不当な競争を生ずるようなことはいたさない。率直に言つて国営バスの進出を認めて民営を圧迫するといふような考え方の方は毛頭持つていないと

いう趣旨の意見でございました。

続いて各請願につきまして審議いた

しました結果、日程第二十より第二十一までの請願は、新駅の設置或いは駅

つきましたが、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会におきましては、個々の審議

に先だまして、民営バスと国営バス

との関係及び国営バスの運営について

運輸大臣の所見を質しましたところ、

運輸大臣より、民営たると國営たるとを問わず、既存バスがある同一路線に

対し新規免許の許可申請があつた場合

は、無用の競争を避くるため、既存業者に誠意がないときは別として、既存

業者に不備の点があれば必ずそれを改

善させ、民衆の利便に応するように指

導監督していくが、既存業者が如何に

努力してもなお且つ一業者だけで運び

切れないのである。又国営バスに関する運

輸省の基本的な考え方としては、国営

バスは日本国有鉄道法に規定されてお

る通り、国有鉄道に関連するものに限

られておるのであつて、要約すれば、

国鉄線の代行或いは先行、短縮若しくは延伸という見地から考えて行きた

い。次に民営バスと国営バスが競合す

る路線については、道路運送法で、民

営バスのみならず、国営バスにつきま

して、運転系統であるとか、運転回

数、或いは運賃とかいふものを、運転回

〔安井謙君登壇、拍手〕

○安井謙君 只今議題となりました請

願のほか、請願三件、陳情一件につき

まして、委員会における審議の経

過並びに結果を御報告いたします。

七より第三十七までの請願について

は、いずれもサービスの改善向上に關するもので、利用者の利便を増進する措置であると認め、又日程第三十八より第四十二までの国営バスの運輸開始

或いは運輸延長に關する請願について

は、現地の事情を十分考慮し、願意を

妥当と認め、以上請願二十三件は、い

ずれも講演の会議に付するを要し、内

閣に送付するを要するものと、全会一致を以て決定いたした次第でございま

す。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしま

す。これらの請願は委員長報告の通り採扱し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採扱し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第四十三より第四十六までの請願及び

日程第五十一の陳情を一括して議論と致を以て採扱し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程第五十一の陳情を一括して議論と致を以て採扱し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めま

す。労働委員会理事安井謙君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

通り採扱し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔新成君起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採扱し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

一、日程第十一 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く總理府本府及び地方自治庁関係命令の廃止に關する法律案

一、日程第十二 統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 在外公館の名稱及び位置を定める法律案

一、議員派遣の件

一、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合国財産及びトイツ財産關係諸命令の措置であると認め、又日程第十四乃至第十九の請願

一、公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

一、教職員の除斥、就職禁止等に関する政令を廃止する法律案

一、特殊土じょう地盤災害防除及び振興臨時措置法案

一、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合国財産及びトイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案

一、公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件

一、日程第四十三乃至第四十六の請願

一、日程第四十七乃至第五十の陳情

一、日程第二十乃至第四十二の請願

一、日程第四十三乃至第四十六の請願

一、日程第十四乃至第十九の請願

一、日程第二十乃至第四十二の請願

一、日程第二十一の請願

出席者は左の通り。

副議長 三木 治朗君

議員

藤森 真治君

波多野林一君

伊達源一郎君

竹下 譲次君

新谷寅三郎君

楠見 義男君

加藤 正人君

岡部 常君

梅原 真蔵君

井上 なつゑ君

結城 安次君

森 八三一君

上原 正吉君

阿田 信次君

石原幹市郎君

赤木 正雄君

大矢半次郎君

小池 勇造君

杉君

松平 勇雄君

岡崎 真一君

五三五

